

# 大雪地区広域連合 第7期介護保険事業計画

(平成30年度 ～ 平成32年度)

大雪地区広域連合  
(東川町・美瑛町・東神楽町)

平成30年3月



## はじめに

急速に少子高齢化が進む中、我が国では、2025年までにいわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となり、超高齢化社会を迎えます。本広域連合においても65歳以上の人口比率（高齢化率）は、平成29年10月には31.2%、平成37年中には33.7%に達すると見込まれ、3人に1人が高齢者という本格的な高齢化社会に向かっていきます。

このような状況下の中、国では、医療や介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の充実・強化に向けて平成26年に介護保険法の大幅改正を行いました。本広域連合においても、国の方針を踏まえ、平成27年度から平成29年度までの「第6期介護保険事業計画」の中でそのシステムの充実・強化を目指して構成各町とともに関連施策を進めてきました。

今後、更なる高齢化等に対応するため、これまでの取組を踏まえ、平成30年度から平成32年度までを計画期間とする新たな「第7期介護保険事業計画」を策定し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止等を目標に地域包括支援システムの深化・推進を図りながら、住民福祉のより一層の向上を目指してまいりたいと考えています。

さらに、この計画に沿った事業の円滑な実施と目標達成には、住民の皆様をはじめ各団体、サービス事業者等の多くの方々との協働がますます重要となりますので、今後ともご支援、ご協力をお願いいたします。

最後に本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました大雪地区広域連合介護保険運営協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました多くの住民の皆様や関係者の方々に心から感謝申し上げます。

平成30年3月

大雪地区広域連合長 松岡市郎



# 目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 大雪地区広域連合の概要	1
2. 計画策定の趣旨	1
3. 計画の位置付け・期間	2
(1) 計画の位置付け	2
(2) 計画の期間	2
(3) 他計画との関係	2
4. 現在の高齢者を支える制度	3
5. 介護保険法等の一部を改正する法律のポイント	4
(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進	4
(2) 介護保険制度の持続可能性の確保	5
6. 計画の策定	6
(1) 住民アンケートの実施	6
(2) 運営協議会（計画策定委員会）の開催	6
(3) 住民への周知	6
7. 日常生活圏域の設定	7
8. 介護保険の被保険者とサービス対象者	8
第2章 高齢者の状況	9
1. 高齢者の現況	9
(1) 人口構成	9
(2) 高齢者のいる世帯	12
(3) 要介護（要支援）認定者の現況	13
(4) 認知症高齢者の現状	16
2. 将来推計人口	17
(1) 人口推計	17
(2) 要介護（要支援）認定者の推計	19
3. アンケート調査結果の概要	21
(1) 健康とくらしの調査	21
(2) 在宅介護実態調査	25
第3章 介護保険事業の状況	28
1. 介護（予防）サービスの利用状況	28
(1) 居宅・介護予防サービス	28
(2) 地域密着型・地域密着型介護予防サービス	35
(3) 施設サービス	38
(4) 居宅介護支援・介護予防支援	40
2. 介護給付費の状況	41
(1) 介護サービス給付費	41

(2) 介護予防サービス給付費.....	42
第4章 基本目標と地域包括ケアシステムの考え方.....	44
計画の基本目標.....	44
1. 住まいと住まい方.....	45
2. 生活支援.....	45
3. 介護・医療・予防.....	45
4. 本人・家族の選択.....	46
5. 自助・互助・共助・公助からみる地域包括ケアシステム.....	46
6. 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり.....	46
7. 地域包括支援センターによる高齢者の支援体制.....	48
第5章 地域支援事業.....	50
1. 介護予防・日常生活支援総合事業.....	50
(1) 介護予防・生活支援サービス事業.....	50
(2) 一般介護予防事業.....	52
2. 包括的支援事業.....	54
3. 任意事業.....	56
4. 地域支援事業費の見込み.....	58
平成30年度地域支援事業交付金計画書.....	58
第6章 介護（予防）保険サービスの充実.....	60
1. 介護サービスの利用見込み.....	60
(1) 居宅サービス.....	60
(2) 地域密着型サービス.....	63
(3) 施設サービス.....	65
(4) 居宅介護支援.....	65
2. 介護予防サービスの利用見込み.....	66
(1) 介護予防サービス.....	66
(2) 地域密着型介護予防サービス.....	68
(3) 介護予防支援.....	68
3. 介護保険費用の見込み.....	69
(1) 介護サービス給付費の推計.....	69
(2) 介護予防サービス給付費の推計.....	70
(3) 給付額の推計.....	71
(4) 第1号被保険者の保険料の推計.....	72
(5) 第1号被保険者の介護保険料段階と保険料額.....	75
4. 低所得者支援.....	76
社会福祉法人による利用者負担軽減制度について.....	76
第7章 計画の推進.....	78
1. 住民に対する周知・啓発.....	78
2. 介護サービスの質の向上.....	78

(1) 地域包括支援センター職員の資質の向上.....	78
(2) サービス提供事業者の充実・質の向上.....	78
3. 計画の進行管理.....	79
4. 介護給付等の適正化への取組及び目標設定.....	79
(1) 介護給付等の適正化の基本方針.....	79
(2) 適正化の内容・方針.....	79
(3) 適正化への目標設定.....	81
(4) 計画の数値目標や取組の進捗状況の点検・評価.....	81
資料編.....	82
1. 大雪地区広域連合 介護保険運営協議会委員名簿.....	82





# 第1章 計画策定にあたって

---

## 1. 大雪地区広域連合の概要

大雪地区広域連合（以下「広域連合」という。）は、住民福祉の増進や事務処理コストの縮減及び効率化を目指して、平成 16（2004）年4月から介護保険事業、国民健康保険事業、老人保健事業等に関する事務処理を開始し、保険財政の安定化、保険料水準の平準化（介護保険料の統一、国民健康保険料の統一）を図るなど、適正な事業運営を実施しています。

第7期介護保険事業計画（平成 30（2018）～平成 32（2020）年度／以下「本計画」という。）も、この目的を踏まえ、効率的かつ効果的な事業実施に取り組んでいきます。

## 2. 計画策定の趣旨

我が国の高齢者人口（65歳以上）は、平成 28（2016）年に3,459万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は27.3%となっています。今後も高齢者人口は増え続け、団塊の世代（昭和 22（1947）年～昭和 24（1949）年生まれ）全てが後期高齢者（75歳以上）になる平成 37（2025）年には高齢者人口は3,657万人となり、平成 54（2042）年には3,878万人とピークを迎えると予測されています。

このような中、広域連合の構成町である東川町・美瑛町・東神楽町（以下「構成各町」という。）の人口は、平成 29（2017）年10月1日で28,922人となり、そのうち65歳以上の高齢者は9,031人となりました。また、人口に占める高齢者の割合を示す高齢化率も31.2%と、およそ「3人に1人以上が65歳以上の高齢者」という状況になっています。

今後は、要介護等の認定者や認知症高齢者の増加が見込まれることから、介護予防施策や認知症高齢者に対応したケアなどに地域全体で取り組み、地域共生社会の形成に資するよう、地域包括ケアシステムの構築を進める必要があります。

平成 27（2015）年3月に策定した「大雪地区広域連合 第6期介護保険事業計画」では、地域包括ケアシステムの推進や高齢者を支える介護力の向上をはじめ、介護予防の強化、介護サービスの基盤強化等に取り組んできました。

第7期計画においては、平成 37（2025）年を見据えて地域包括ケアシステムを一層深化・推進させ、高齢者の自立支援や重度化防止等に向けた取組を行うことが求められています。

そこで、第6期計画の実績とその評価を踏まえ、地域の実情や課題、今後取り組むべき施策を「見える化」した上で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護保険事業の円滑な運営と計画的な推進を実現するために本計画を策定します。

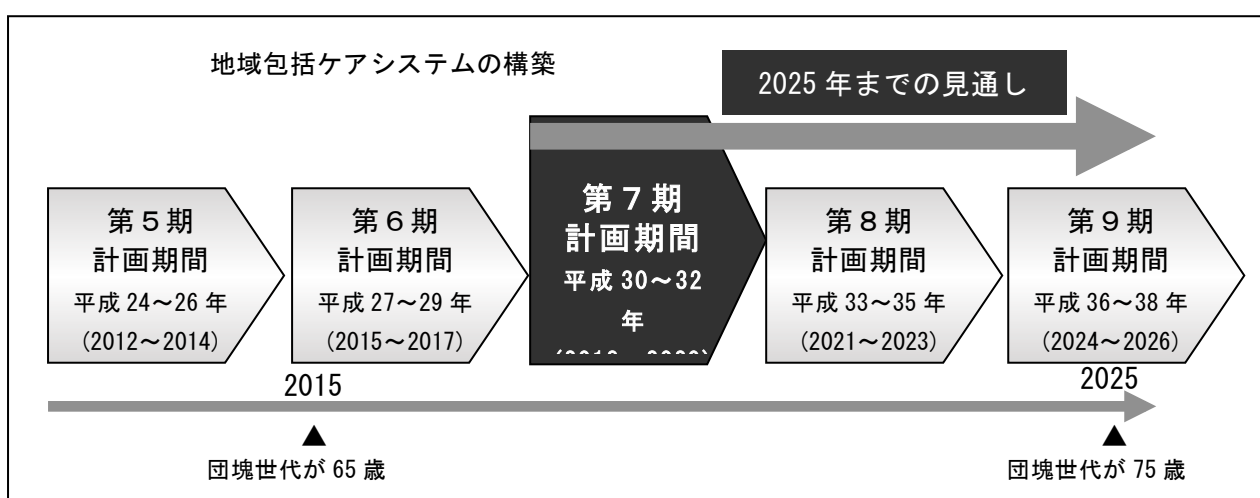
### 3. 計画の位置付け・期間

#### (1) 計画の位置付け

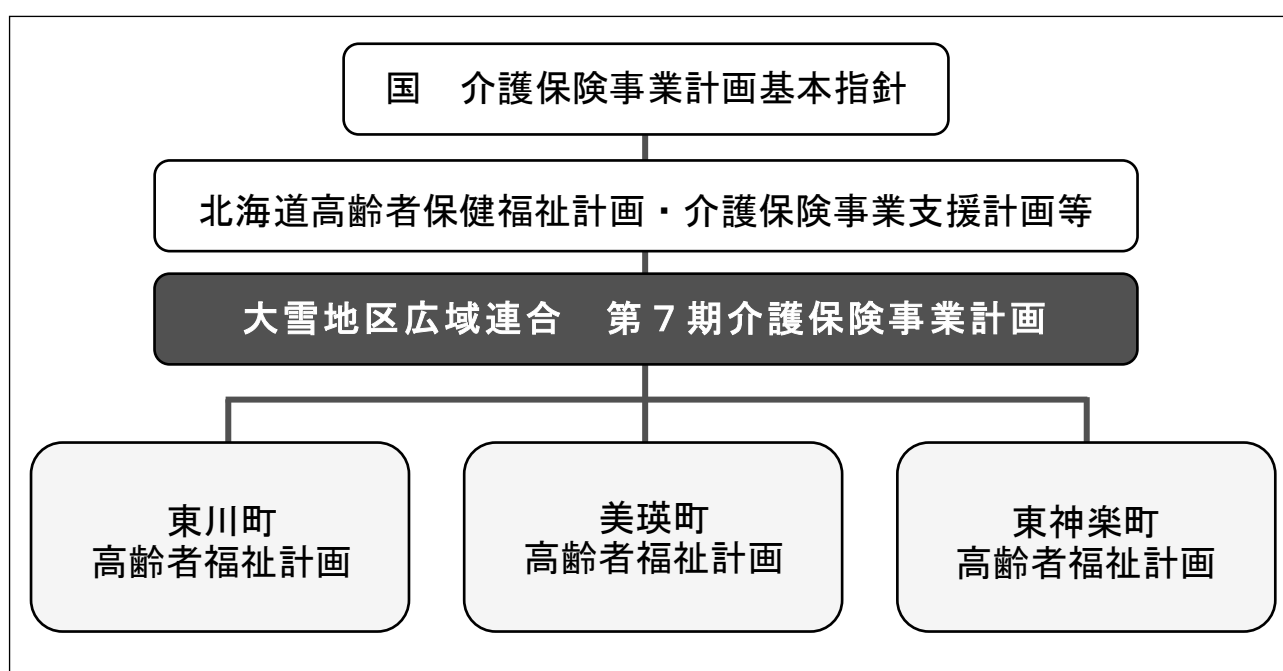
本計画は、介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づき、介護保険サービスの基盤整備、サービス量の見込みや確保、地域支援事業の円滑な実施を図ることを目的とするものです。

#### (2) 計画の期間

本計画の期間は、介護保険法に基づき、平成 30（2018）年度を初年度とする平成 32（2020）年度までの 3 年間で計画の期間とし策定するものです。



#### (3) 他計画との関係



## 4. 現在の高齢者を支える制度

我が国では、様々な法律や制度により高齢者を支える環境がつくられています。

### － 介護 －

#### ◆介護保険法

加齢に伴って生ずる疾病等により要介護状態となった高齢者等が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うことを目的とする法律。

利用者の選択により、保健・医療・福祉にわたる様々なサービスを総合的に利用できるしくみ。

### － 福祉 －

#### ◆老人福祉法

老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、老人の福祉を図ることを目的とする法律。

### － 医療 －

#### ◆高齢者の医療の確保に関する法律

平成 18（2006）年の「健康保険法等の一部を改正する法律」により、老人保健法を改称し、高齢期における適切な医療の確保について定めた法律。

### － 年金 －

#### ◆厚生年金保険法

#### ◆国民年金法

昭和 61（1986）年 4 月から実施された制度改正により、国民年金制度は、全ての国民に共通する基礎年金を支給する制度に位置付けられた。

### － 住まい －

#### ◆高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）

国や都道府県により、高齢者が安心して生活できる居住環境を実現しようとするもの。平成 23（2011）年 4 月に一部改正され、高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅等を一本化し高齢者の生活を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度が創設。

### － 雇用 －

#### ◆高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）

継続雇用制度等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進、高年齢者等の再就職の促進、定年退職者等の高年齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、高年齢者等の職業安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする法律。

この他には、「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」による高齢者虐待の防止、「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」による介護ベッドや車いす、移動用リフトなどの福祉用具に関すること、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」による移動上及び施設の利用上の利便性、安全性の向上の促進に関することなどがあります。

## 5. 介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

第7期における制度改正の目的は、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにするというものです。

### (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

#### ① 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

- 介護保険事業（支援）計画に介護予防・重度化防止、介護給付費適正化等の取組内容及び目標を記載【介護保険法の改正】
- 介護保険事業（支援）計画に位置づけられた目標の達成状況についての公表及び報告【介護保険法の改正】
- 財政的インセンティブ（保険者の取組に対する交付金）の付与の規定の整備【介護保険法の改正】
- 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）【介護保険法の改正】
- 市町村長から都道府県知事へ意見を申し出ることができる等、居宅サービス等事業者の指定に対する保険者の関与強化【介護保険法の改正】
- 国及び地方公共団体の認知症に関する施策の総合的な推進（認知症に関する知識の普及・啓発、認知症の人に応じたリハビリテーション及び認知症の人を介護する人の支援、その他認知症に関する施策の推進、認知症の人及びその家族の意向の尊重に努める等）を制度上明確化【介護保険法の改正】

#### ② 医療・介護の連携の推進等

- 「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設「介護医療院」を創設【介護保険法、医療法等の改正】
- 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長（平成36（2024）年3月31日まで）することとする【介護保険法等の改正（公布日施行）】

### ③ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

- 地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記（「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定）【社会福祉法等の改正】
- 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を実現するため、市町村が次の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定【社会福祉法等の改正】
  - ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
  - ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等）
  - ・主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制
- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様）【社会福祉法等の改正】
- 高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置づける【介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法等の改正】
- 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）【介護保険法、老人福祉法等の改正】

## （２）介護保険制度の持続可能性の確保

### ① 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

- 世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、現行 2 割負担者のうち特に所得の高い層（年金収入等 340 万円以上）の負担割合を 3 割とする（ただし、月額 44,400 円の負担の上限あり）【介護保険法の改正（平成 30（2018）年 8 月 1 日施行）】

### ② 介護納付金における総報酬割の導入

- 現行では、各医療保険者は、介護納付金を第 2 号被保険者である「加入者数に応じて負担」しているが、これを被用者保険間では「標準報酬総額に応じた負担」とする【介護保険法、健康保険法等の改正（平成 29（2017）年 7 月 1 日施行）※平成 29（2017）年 8 月分より実施】

## 6. 計画の策定

### (1) 住民アンケートの実施

本計画の策定にあたっては、次の2種類のアンケートを実施し、貴重なご回答をいただきました。いただいたアンケートの回答について、地域の課題を把握し介護予防対策等に反映していくことで、要介護状態の改善や要介護となることへの予防を図っていきます。

- 健康とくらしの調査

対象：65歳以上の要介護（要支援）認定を受けていない一般高齢者 6,674人

- 在宅介護実態調査

対象：65歳以上の要介護認定者 98名

### (2) 運営協議会（計画策定委員会）の開催

本計画の策定にあたっては、構成各町からそれぞれ6名の住民の代表による合計18名の委員による「大雪地区広域連合介護保険運営協議会（計画策定委員会）」において協議を行いました。協議会は、広域連合の保険運営の実態把握と介護等サービス利用量推計について検討及び本計画の策定についての検討・協議を行いました。

### (3) 住民への周知

介護保険制度の住民周知については、広域連合による介護保険事業の運営等について構成各町の広報誌への掲載等により実施してきているところであり、引き続き取り組んでいきます。

## 7. 日常生活圏域の設定

介護保険法第117条第2項第1号の規定により、地理的条件や人口等の社会的条件を勘案した日常生活圏域を設定することとなっていますが、広域連合の構成各町では生活環境や歴史的な地域の結びつきが異なるため、東川町・東神楽町に各1圏域、美瑛町に4圏域の計6圏域を設定しています。

No.	日常生活圏域名	面積(km <sup>2</sup> )	人口	高齢者人口	高齢化率	要介護・要支援
1	東川町	247.30	8,312 人	2,656 人	32.0%	要介護 372 人 要支援 111 人
2	東神楽町	68.50	10,382 人	2,618 人	25.2%	要介護 378 人 要支援 150 人
3	美瑛町	676.78	10,228 人	3,757 人	36.7%	要介護 608 人 要支援 281 人
	3-1 旭・北西	51.69	810 人	327 人	40.4%	要介護 46 人 要支援 26 人
	3-2 美馬牛	58.18	797 人	271 人	34.0%	要介護 32 人 要支援 22 人
	3-3 朗根内	30.11	248 人	90 人	36.3%	要介護 14 人 要支援 9 人
	3-4 市街地・ 周辺地区	536.80	8,373 人	3,069 人	36.7%	要介護 516 人 要支援 224 人
計		992.58	28,922 人	9,031 人	31.2%	要介護 1,358 人 要支援 542 人

## 8. 介護保険の被保険者とサービス対象者

区分	第1号被保険者	第2号被保険者
該当者	65歳以上の住民	40歳から64歳の医療保険に加入している住民
保険料	所得段階（13段階）に応じた定額による	加入している医療保険の算定方法による
サービス対象者	寝たきりや認知症などで日常生活動作について常に介護が必要な人	初老期の認知症、脳血管疾患等の16疾病（※特定疾病）に伴い介護や支援が必要になった人
	家事や身支度等の日常生活に支援が必要な人等	

### ※特定疾病

1	がん（がん末期）
2	関節リウマチ
3	筋萎縮性側索硬化症
4	後縦靭帯骨化症
5	骨折を伴う骨粗しょう症
6	初老期における認知症（アルツハイマー病、脳血管性認知症等）
7	進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患）
8	脊髄小脳変性症
9	脊柱管狭窄症
10	早老症（ウェルナー症候群等）
11	多系統萎縮症（線条体黒質変性症、シャイ・ドレーガー症候群、オリブ橋小脳萎縮症）
12	糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
13	脳血管疾患（脳出血、脳梗塞等）
14	閉塞性動脈硬化症
15	慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息、びまん性汎細気管支炎）
16	両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症



## 第2章 高齢者の状況

### 1. 高齢者の現況

#### (1) 人口構成

平成29(2017)年10月1日現在における広域連合の構成各町の総人口は28,922人で、平成21(2009)年の28,323人より599人増加、また、65歳以上の高齢者人口は、平成21年の7,793人から平成29(2017)年には9,031人と1,238人増加し、総人口に占める割合(高齢化率)も27.5%から31.2%へと上昇しています。

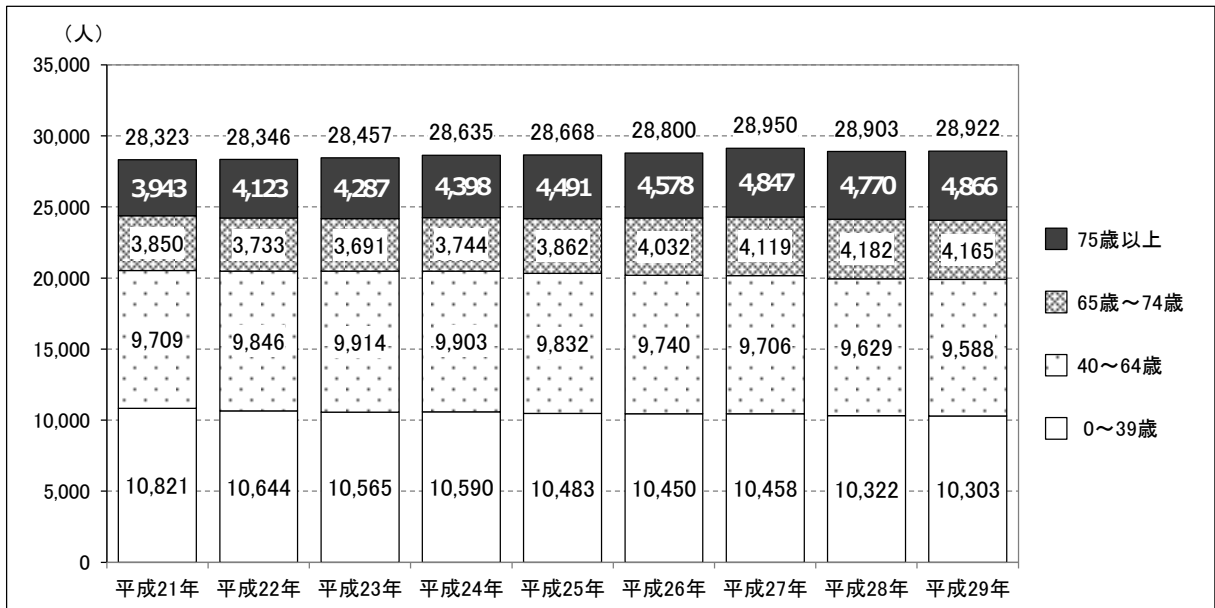
単位:人

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
<b>総人口</b>	<b>28,323</b>	<b>28,346</b>	<b>28,457</b>	<b>28,635</b>	<b>28,668</b>	<b>28,800</b>	<b>28,950</b>	<b>28,903</b>	<b>28,922</b>
東川町	7,799	7,840	7,894	7,952	7,944	7,946	8,115	8,130	8,312
美瑛町	11,064	10,991	10,921	10,832	10,726	10,654	10,492	10,374	10,228
東神楽町	9,460	9,515	9,642	9,851	9,998	10,200	10,343	10,399	10,382
<b>0～39歳</b>	<b>10,821</b>	<b>10,644</b>	<b>10,565</b>	<b>10,590</b>	<b>10,483</b>	<b>10,450</b>	<b>10,458</b>	<b>10,322</b>	<b>10,303</b>
東川町	2,991	2,971	2,948	2,978	2,930	2,847	2,955	2,919	3,035
美瑛町	3,702	3,626	3,587	3,514	3,441	3,383	3,260	3,196	3,141
東神楽町	4,308	4,047	4,030	4,098	4,112	4,220	4,243	4,207	4,127
<b>40～64歳</b>	<b>9,709</b>	<b>9,846</b>	<b>9,914</b>	<b>9,903</b>	<b>9,832</b>	<b>9,740</b>	<b>9,706</b>	<b>9,629</b>	<b>9,588</b>
東川町	2,679	2,704	2,713	2,689	2,656	2,630	2,604	2,600	2,621
美瑛町	3,691	3,720	3,714	3,681	3,590	3,520	3,466	3,386	3,330
東神楽町	3,339	3,422	3,487	3,533	3,586	3,590	3,636	3,643	3,637
<b>高齢者人口</b>	<b>7,793</b>	<b>7,856</b>	<b>7,978</b>	<b>8,142</b>	<b>8,353</b>	<b>8,610</b>	<b>8,786</b>	<b>8,952</b>	<b>9,031</b>
東川町	2,129	2,165	2,233	2,285	2,358	2,469	2,556	2,611	2,656
美瑛町	3,671	3,645	3,620	3,637	3,695	3,751	3,766	3,792	3,757
東神楽町	1,993	2,046	2,125	2,220	2,300	2,390	2,464	2,549	2,618
<b>65歳～74歳</b>	<b>3,850</b>	<b>3,733</b>	<b>3,691</b>	<b>3,744</b>	<b>3,862</b>	<b>4,032</b>	<b>4,119</b>	<b>4,182</b>	<b>4,165</b>
東川町	1,050	1,028	1,049	1,078	1,123	1,203	1,264	1,289	1,284
美瑛町	1,752	1,662	1,605	1,600	1,612	1,637	1,631	1,638	1,602
東神楽町	1,048	1,043	1,037	1,066	1,127	1,192	1,224	1,255	1,279
<b>75歳以上</b>	<b>3,943</b>	<b>4,123</b>	<b>4,287</b>	<b>4,398</b>	<b>4,491</b>	<b>4,578</b>	<b>4,847</b>	<b>4,770</b>	<b>4,866</b>
東川町	1,079	1,137	1,184	1,207	1,235	1,266	1,292	1,322	1,372
美瑛町	1,919	1,983	2,015	2,037	2,083	2,114	2,135	2,154	2,155
東神楽町	945	1,003	1,088	1,154	1,173	1,198	1,240	1,294	1,339
<b>高齢化率</b>	<b>27.5%</b>	<b>27.7%</b>	<b>28.0%</b>	<b>28.4%</b>	<b>29.1%</b>	<b>29.9%</b>	<b>30.3%</b>	<b>31.0%</b>	<b>31.2%</b>
東川町	27.3%	27.6%	28.3%	28.7%	29.7%	31.1%	31.5%	32.1%	32.0%
美瑛町	33.2%	33.2%	33.1%	33.6%	34.5%	35.2%	35.9%	36.6%	36.7%
東神楽町	21.1%	21.5%	22.0%	22.5%	23.0%	23.4%	23.8%	24.5%	25.2%
<b>前期高齢者比</b>	<b>13.6%</b>	<b>13.2%</b>	<b>13.0%</b>	<b>13.1%</b>	<b>13.5%</b>	<b>14.0%</b>	<b>14.2%</b>	<b>14.5%</b>	<b>14.4%</b>

率									
後期高齡者比率	13.9%	14.5%	15.1%	15.4%	15.7%	15.9%	16.1%	16.5%	16.8%

資料:住民基本台帳 各年10月1日現在

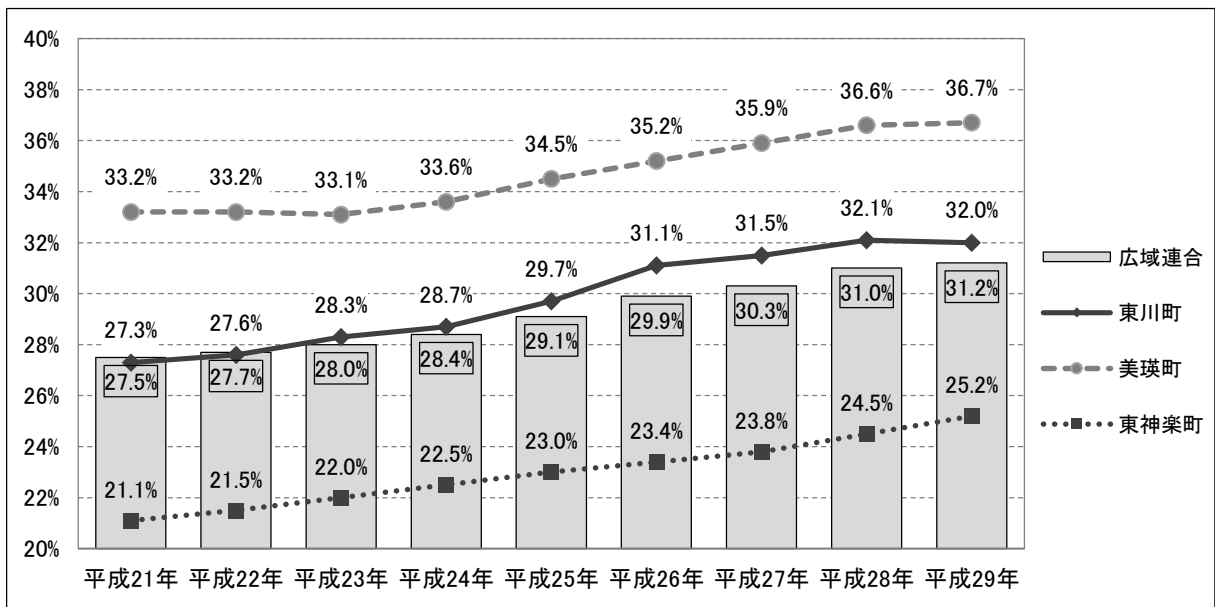
### 【人口の推移（広域連合）】



資料:住民基本台帳 各年10月1日現在

各町の高齢化率をみると、平成29（2017）年では、東神楽町が25.2%と一番低く、美瑛町が36.7%と一番高くなっており、東川町は32.0%となっていますが、いずれも高齢化率は上昇傾向にあります。

### 【高齢化率の推移】



資料:住民基本台帳 各年10月1日現在

## (2) 高齢者のいる世帯

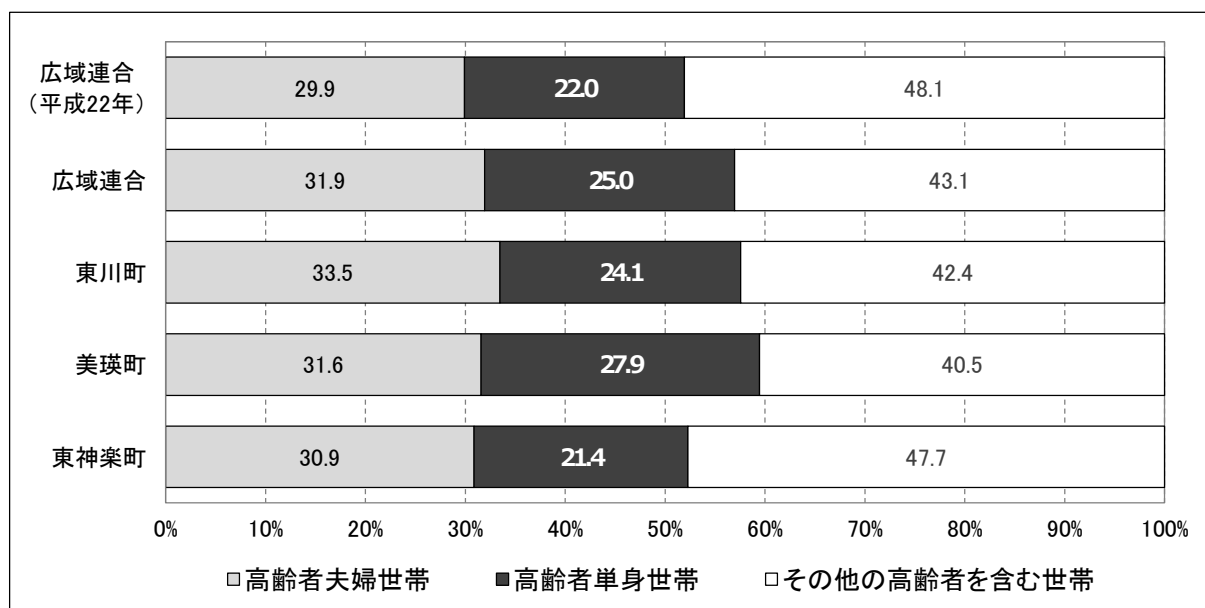
広域連合内では、65歳以上の夫婦のみの世帯や高齢者単身世帯、高齢者同居世帯が増加しています。高齢者を含む世帯に占める高齢者単身世帯の割合では、美瑛町が27.9%と一番高くなっており、高齢者夫婦世帯の割合では、東川町が33.5%と一番高くなっています。

単位：世帯

区分	平成22年度		平成27年度	
	世帯数	構成比率(%)	世帯数	構成比率(%)
<b>一般世帯</b>	<b>10,536</b>	<b>100.0</b>	<b>11,050</b>	<b>100.0</b>
東川町	2,965	100.0	3,132	100.0
美瑛町	4,289	100.0	4,274	100.0
東神楽町	3,282	100.0	3,644	100.0
<b>高齢者同居世帯</b>	<b>4,885</b>	<b>46.4</b>	<b>5,318</b>	<b>48.1</b>
東川町	1,316	44.4	1,506	48.1
美瑛町	2,330	54.3	2,341	54.8
東神楽町	1,239	37.8	1,471	40.4
<b>高齢者夫婦世帯</b>	<b>1,461</b>	<b>13.7</b>	<b>1,697</b>	<b>14.6</b>
東川町	387	12.9	504	16.1
美瑛町	667	15.4	739	17.3
東神楽町	407	12.3	454	12.5
<b>高齢者単身世帯</b>	<b>1,076</b>	<b>10.2</b>	<b>1,331</b>	<b>12.0</b>
東川町	295	9.9	363	11.6
美瑛町	531	12.4	653	15.3
東神楽町	250	7.6	315	8.6

資料：国勢調査

【高齢者を含む世帯の構成割合】



資料：平成27年国勢調査

### (3) 要介護（要支援）認定者の現況

要介護度別の認定者数は年々増加しています。高齢者人口が増えてきており、今後、年を重ねるごとに、介護認定される確率も高くなるため、認定率は上昇していくものと推測されます。

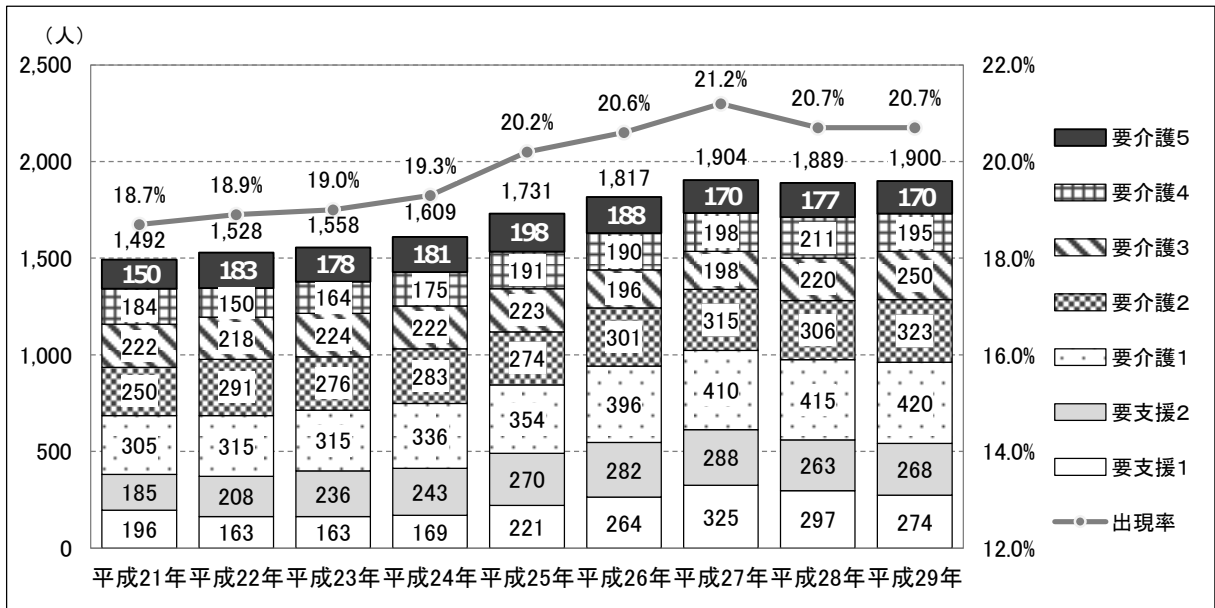
単位:人

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
<b>第1号被保険者</b>	<b>7,793</b>	<b>7,856</b>	<b>7,978</b>	<b>8,142</b>	<b>8,353</b>	<b>8,610</b>	<b>8,786</b>	<b>8,952</b>	<b>9,031</b>
東川町	2,129	2,165	2,233	2,285	2,358	2,469	2,556	2,611	2,656
美瑛町	3,671	3,645	3,620	3,637	3,695	3,751	3,766	3,792	3,757
東神楽町	1,993	2,046	2,125	2,220	2,300	2,390	2,464	2,549	2,618
<b>第1号認定者</b>	<b>1,457</b>	<b>1,487</b>	<b>1,515</b>	<b>1,568</b>	<b>1,686</b>	<b>1,776</b>	<b>1,866</b>	<b>1,853</b>	<b>1,867</b>
東川町	415	426	416	427	466	473	487	457	472
美瑛町	656	664	697	702	762	817	866	868	874
東神楽町	386	397	402	439	458	486	513	528	521
<b>第2号認定者</b>	<b>35</b>	<b>41</b>	<b>43</b>	<b>41</b>	<b>45</b>	<b>41</b>	<b>38</b>	<b>36</b>	<b>33</b>
東川町	7	9	10	11	12	13	12	8	11
美瑛町	19	21	22	24	24	20	19	21	15
東神楽町	9	11	11	6	9	8	7	7	7
<b>要支援1</b>	<b>196</b>	<b>163</b>	<b>163</b>	<b>169</b>	<b>221</b>	<b>264</b>	<b>325</b>	<b>297</b>	<b>274</b>
東川町	56	51	37	39	51	54	58	47	51
美瑛町	94	73	95	88	120	136	179	177	154
東神楽町	46	39	31	42	50	74	88	73	69
<b>要支援2</b>	<b>185</b>	<b>208</b>	<b>236</b>	<b>243</b>	<b>270</b>	<b>282</b>	<b>288</b>	<b>263</b>	<b>268</b>
東川町	42	49	53	57	60	61	63	61	60
美瑛町	91	103	118	118	119	140	149	117	127
東神楽町	52	56	65	68	91	81	76	85	81
<b>要介護1</b>	<b>305</b>	<b>315</b>	<b>315</b>	<b>336</b>	<b>354</b>	<b>396</b>	<b>410</b>	<b>415</b>	<b>420</b>
東川町	89	95	86	90	104	112	111	96	102
美瑛町	130	131	150	150	162	175	178	191	189
東神楽町	86	89	81	96	88	109	121	128	129
<b>要介護2</b>	<b>250</b>	<b>291</b>	<b>276</b>	<b>283</b>	<b>274</b>	<b>301</b>	<b>315</b>	<b>306</b>	<b>323</b>
東川町	66	78	72	71	73	81	94	92	100
美瑛町	113	133	112	125	126	139	132	131	134
東神楽町	71	80	92	87	75	81	89	83	89
<b>要介護3</b>	<b>222</b>	<b>218</b>	<b>224</b>	<b>222</b>	<b>223</b>	<b>196</b>	<b>198</b>	<b>220</b>	<b>250</b>
東川町	63	55	62	58	55	50	51	55	68
美瑛町	107	101	100	103	95	83	93	106	123
東神楽町	52	62	62	61	73	63	54	59	59
<b>要介護4</b>	<b>184</b>	<b>150</b>	<b>164</b>	<b>175</b>	<b>191</b>	<b>190</b>	<b>198</b>	<b>211</b>	<b>195</b>
東川町	53	45	54	52	61	62	61	59	49
美瑛町	91	74	73	80	88	86	87	91	97
東神楽町	40	31	37	43	42	42	50	61	49
<b>要介護5</b>	<b>150</b>	<b>183</b>	<b>178</b>	<b>181</b>	<b>198</b>	<b>188</b>	<b>170</b>	<b>177</b>	<b>170</b>
東川町	53	62	62	71	74	66	61	56	53
美瑛町	49	70	71	62	76	78	67	76	65
東神楽町	48	51	45	48	48	44	42	45	52
<b>合計</b>	<b>1,492</b>	<b>1,528</b>	<b>1,558</b>	<b>1,609</b>	<b>1,731</b>	<b>1,817</b>	<b>1,904</b>	<b>1,889</b>	<b>1,900</b>
東川町	422	435	426	438	478	486	499	466	483
美瑛町	675	685	719	726	786	837	885	889	889
東神楽町	395	408	413	445	467	494	520	534	528
<b>出現率</b>	<b>18.7%</b>	<b>18.9%</b>	<b>19.0%</b>	<b>19.3%</b>	<b>20.2%</b>	<b>20.6%</b>	<b>21.2%</b>	<b>20.7%</b>	<b>20.7%</b>
東川町	19.5%	19.7%	18.6%	18.7%	19.8%	19.2%	19.1%	17.5%	17.8%
美瑛町	17.9%	18.2%	19.3%	19.3%	20.6%	21.8%	23.0%	22.9%	23.3%
東神楽町	19.4%	19.4%	18.9%	19.8%	19.9%	20.3%	20.8%	20.7%	19.9%

資料:介護保険事業状況報告 各年9月分

※出現率=第1号認定者数÷高齢者人口(第1号被保険者)

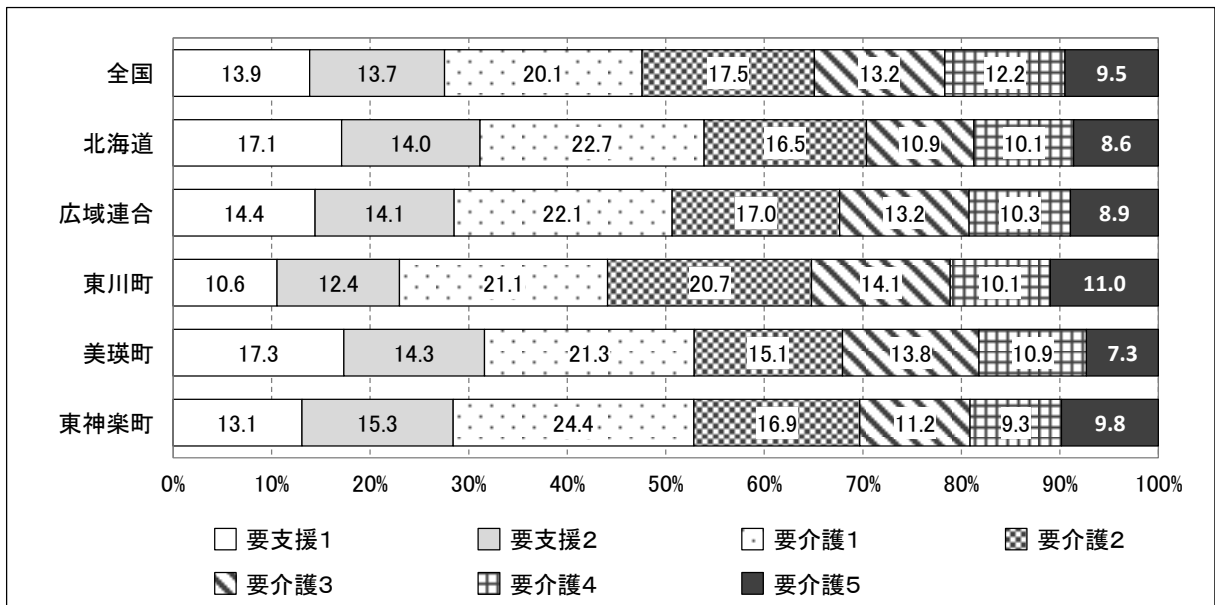
【認定者数と出現率の推移（広域連合）】



資料:介護保険事業状況報告 各年9月分

認定者の割合をみると、東川町では、要介護2以上の割合が全国、道、他町と比べて高くなっており、特に要介護2が20.7%、要介護5が11.0%と高くなっています。また、美瑛町では、他町と比べて要支援1、2の割合が高くなっています。東神楽町では要介護1の割合が全国、道、他町と比べて高くなっています。

【認定者割合の比較（平成29年）】

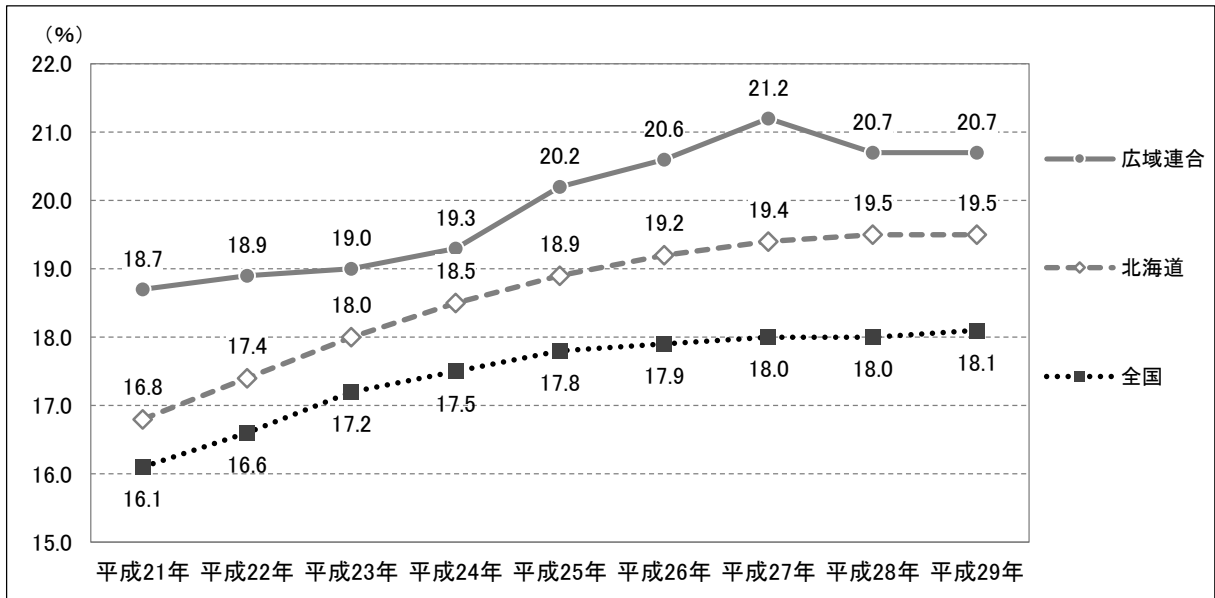


資料:介護保険事業状況報告 平成29年9月分

要支援・要介護認定者の出現率をみると、広域連合では、全国や道と比較して高い傾向で推移しており、平成25（2013）年以降は20%を超えています。

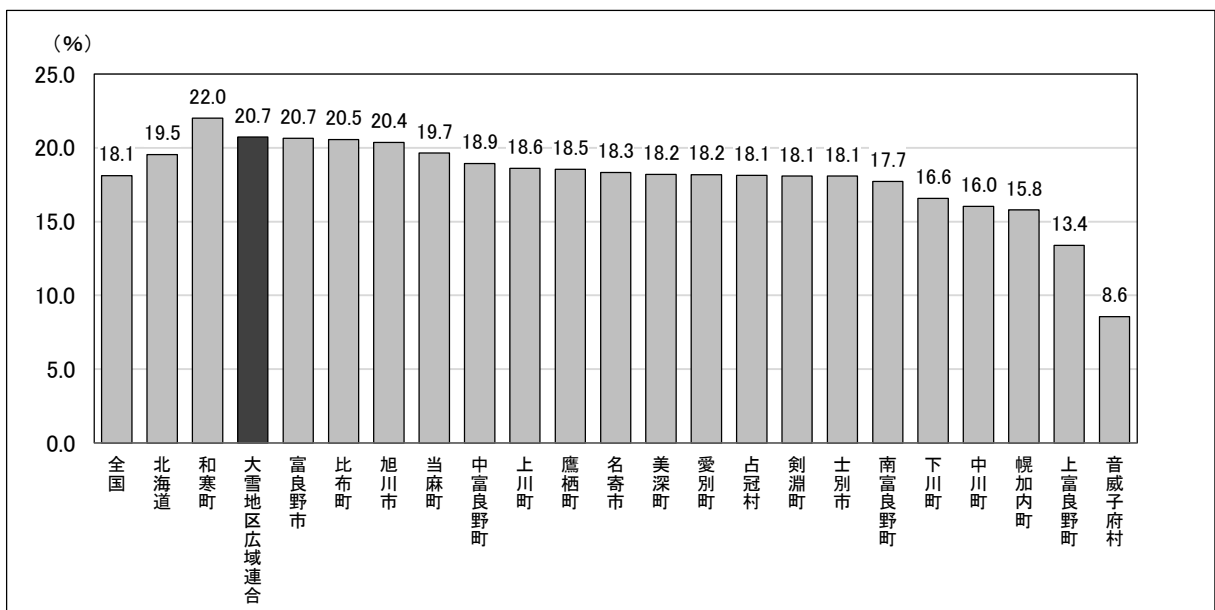
また、上川総合振興局内で比較すると、和寒町に次いで高くなっており、全国、北海道の出現率を上回っています。

【出現率の推移の比較】



資料:介護保険事業状況報告 各年9月分

【出現率の比較（平成29年 上川総合振興局内）】



資料:介護保険事業状況報告 平成29年9月分

#### (4) 認知症高齢者の現状

平成 28 (2016) 年度末における要介護認定者を、認知症高齢者の日常生活自立度判定基準の判定ランク別人数で見ると、ランク II 以上は広域連合内で 1,144 人となっており、平成 25 (2013) 年度末に比べ 123 人増加しています。また、美瑛町の 65 歳以上ではランク II 以上の認知症高齢者の増加が 93 人と東川町、東神楽町と比べ大きくなっています。

単位:人

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例	美瑛町		東川町		東神楽町	
			40～ 64 歳	65 歳 以上	40～ 64 歳	65 歳 以上	40～ 64 歳	65 歳 以上
自立			10 (8)	136 (115)	2 (4)	72 (70)	3 (2)	94 (69)
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。		2 (3)	201 (270)	4 (2)	90 (93)	1 (3)	140 (121)
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。							
II a	家庭外で上記 II の状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等	0 (1)	86 (54)	0 (1)	38 (31)	0 (2)	41 (48)
II b	家庭内でも上記 II の状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等	1 (5)	226 (151)	1 (1)	113 (116)	0 (0)	111 (113)
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。							
III a	日中を中心として上記 III の状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等	0 (2)	128 (98)	1 (2)	106 (104)	2 (0)	88 (59)
III b	夜間を中心として上記 III の状態が見られる。	ランク III a に同じ	0 (0)	18 (35)	0 (0)	10 (14)	0 (0)	17 (16)
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランク III に同じ	1 (0)	55 (72)	1 (1)	46 (28)	0 (0)	33 (33)
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等	0 (0)	10 (20)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	8 (13)
認知症自立度ランク II 以上(認知機能低下状態)			2 (8)	523 (430)	3 (5)	316 (294)	2 (2)	298 (282)

平成 29 年 3 月 31 日現在  
( )内は平成 26 年 3 月 31 日現在



## 2. 将来推計人口

### (1) 人口推計

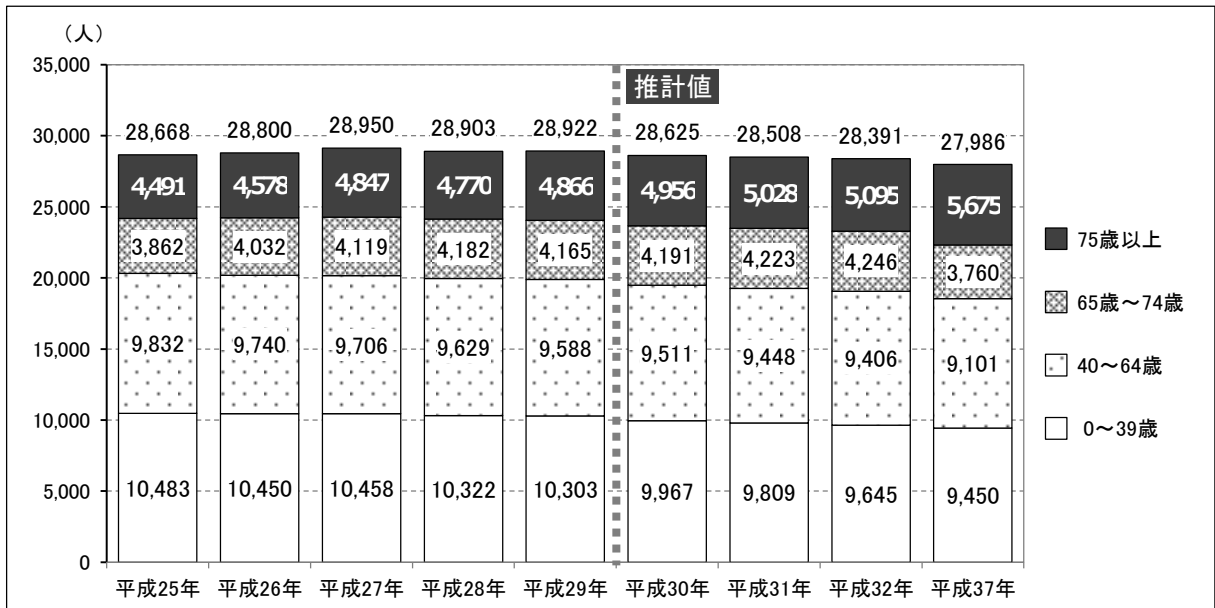
人口推計は、構成各町が推計している推計人口により、将来人口を推計しました。本計画期間（平成30（2018）～平成32（2020）年）及び平成37（2025）年の総人口は減少傾向となり、計画期間最終年度の平成32（2020）年には28,391人、平成37（2025）年には27,986人まで減少することが見込まれます。一方、65歳以上の高齢者人口では年々増加傾向が見込まれ、平成32（2020）年には9,340人、平成37（2025）年には9,435人まで増加することが見込まれます。

高齢化率も平成32（2020）年には32.9%、平成37（2025）年には33.7%と増加することが見込まれ、高齢化がさらに進行すると予測しています。

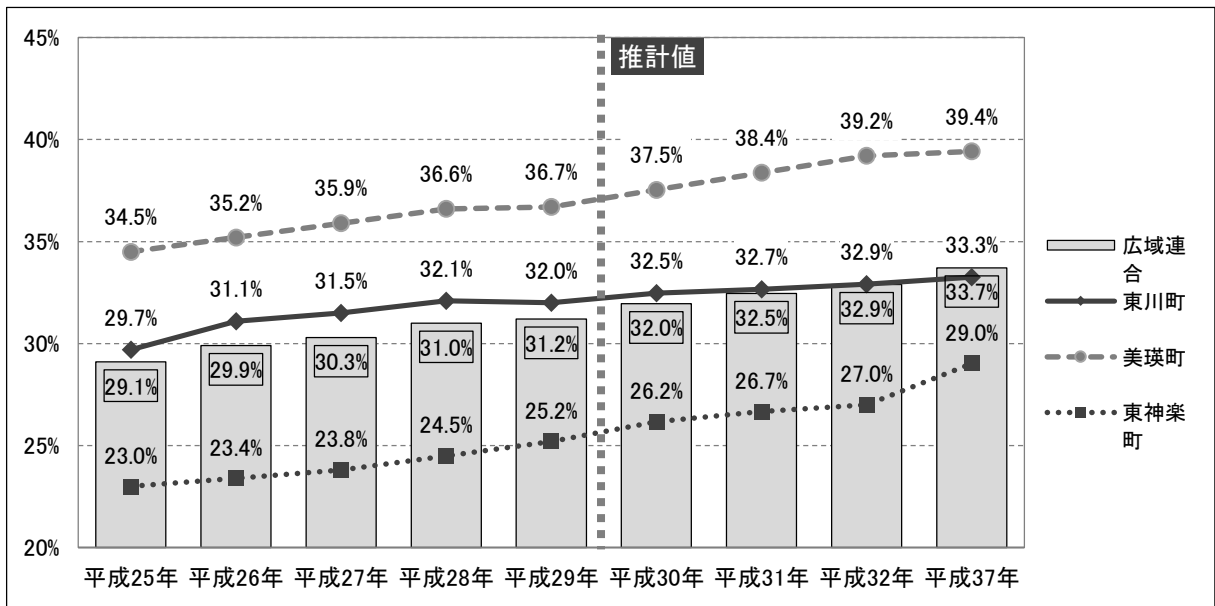
単位：人

区分	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
<b>総人口</b>	<b>28,625</b>	<b>28,508</b>	<b>28,391</b>	<b>27,986</b>
東川町	8,069	8,066	8,067	8,128
美瑛町	10,106	9,960	9,811	9,309
東神楽町	10,450	10,482	10,513	10,549
<b>0～39歳</b>	<b>9,967</b>	<b>9,809</b>	<b>9,645</b>	<b>9,450</b>
東川町	2,844	2,823	2,799	2,860
美瑛町	3,040	2,929	2,818	2,692
東神楽町	4,083	4,057	4,028	3,898
<b>40～64歳</b>	<b>9,511</b>	<b>9,448</b>	<b>9,406</b>	<b>9,101</b>
東川町	2,605	2,609	2,613	2,565
美瑛町	3,273	3,209	3,147	2,947
東神楽町	3,633	3,630	3,646	3,589
<b>高齢者人口</b>	<b>9,147</b>	<b>9,251</b>	<b>9,340</b>	<b>9,435</b>
東川町	2,620	2,634	2,655	2,703
美瑛町	3,793	3,822	3,846	3,670
東神楽町	2,734	2,795	2,839	3,062
<b>65～74歳</b>	<b>4,191</b>	<b>4,223</b>	<b>4,246</b>	<b>3,760</b>
東川町	1,239	1,221	1,207	1,036
美瑛町	1,618	1,628	1,636	1,392
東神楽町	1,334	1,374	1,403	1,332
<b>75歳以上</b>	<b>4,956</b>	<b>5,028</b>	<b>5,095</b>	<b>5,675</b>
東川町	1,381	1,413	1,448	1,667
美瑛町	2,175	2,194	2,210	2,278
東神楽町	1,400	1,421	1,437	1,730
<b>高齢化率</b>	<b>32.0%</b>	<b>32.5%</b>	<b>32.9%</b>	<b>33.7%</b>
東川町	32.5%	32.7%	32.9%	33.3%
美瑛町	37.5%	38.4%	39.2%	39.4%
東神楽町	26.2%	26.7%	27.0%	29.0%
<b>前期高齢者比率</b>	<b>14.6%</b>	<b>14.8%</b>	<b>15.0%</b>	<b>13.4%</b>
<b>後期高齢者比率</b>	<b>17.3%</b>	<b>17.6%</b>	<b>17.9%</b>	<b>20.3%</b>

### 【将来人口の推移】



### 【高齢化率の推移と比較】



## (2) 要介護（要支援）認定者の推計

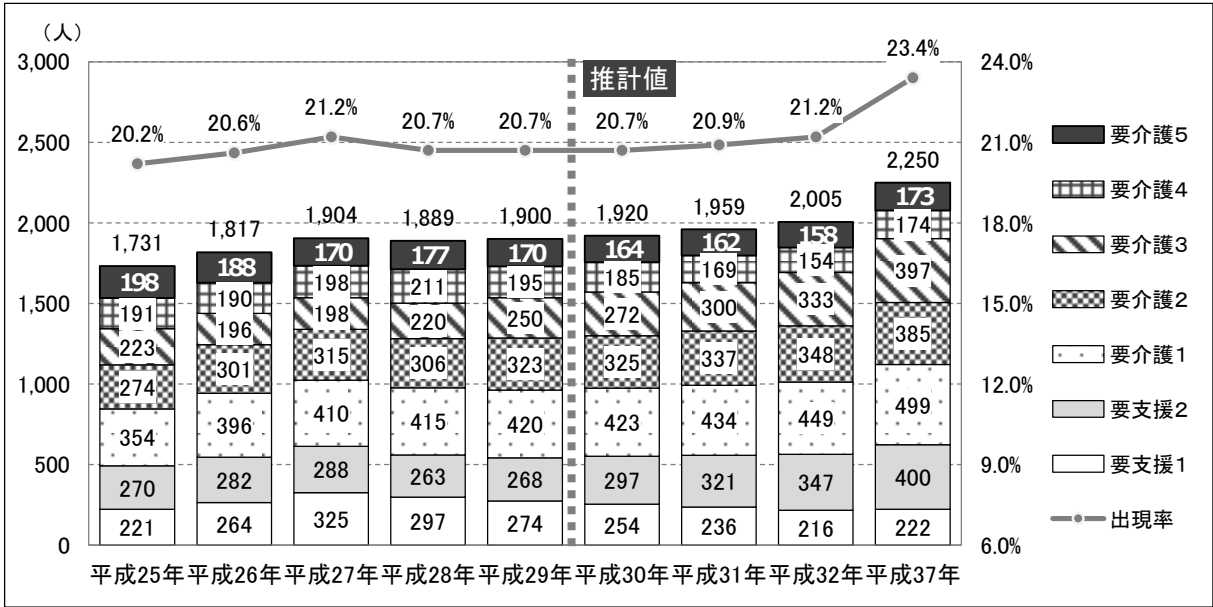
認定者の推計は、平成 32（2020）年には 2,005 人となり、平成 37（2025）年には 2,250 人と、5年間で 245 人の増加が見込まれます。また、出現率は平成 32（2020）年には 21.2%、平成 37（2025）年には 23.4%になると推計されます。

単位：人

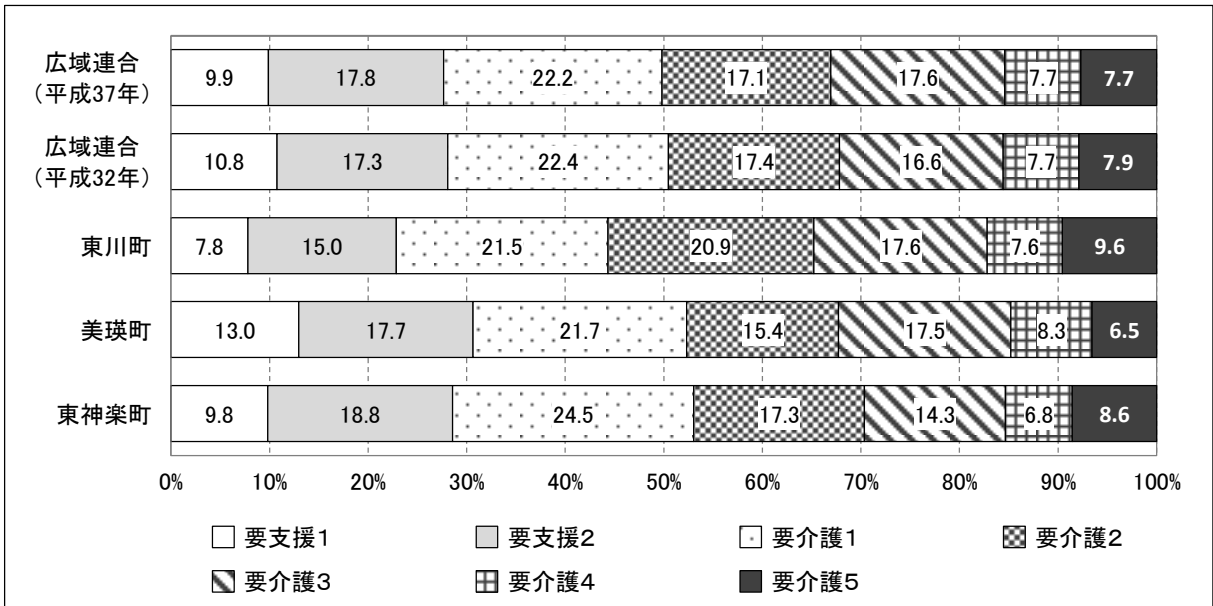
区分	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 37 年
<b>高齢者人口</b>	<b>9,147</b>	<b>9,251</b>	<b>9,340</b>	<b>9,435</b>
東川町	2,620	2,634	2,655	2,703
美瑛町	3,793	3,822	3,846	3,670
東神楽町	2,734	2,795	2,839	3,062
<b>第 1 号認定者</b>	<b>1,895</b>	<b>1,934</b>	<b>1,976</b>	<b>2,208</b>
東川町	478	489	501	561
美瑛町	887	903	921	1029
東神楽町	530	542	554	618
<b>第 2 号認定者</b>	<b>25</b>	<b>25</b>	<b>29</b>	<b>42</b>
東川町	8	9	9	14
美瑛町	10	10	12	17
東神楽町	7	6	8	11
<b>要支援 1</b>	<b>254</b>	<b>236</b>	<b>216</b>	<b>222</b>
東川町	47	44	40	41
美瑛町	142	132	121	125
東神楽町	65	60	55	56
<b>要支援 2</b>	<b>297</b>	<b>321</b>	<b>347</b>	<b>400</b>
東川町	65	71	77	89
美瑛町	142	153	165	190
東神楽町	90	97	105	121
<b>要介護 1</b>	<b>423</b>	<b>434</b>	<b>449</b>	<b>499</b>
東川町	104	106	110	121
美瑛町	189	194	202	225
東神楽町	130	134	137	153
<b>要介護 2</b>	<b>325</b>	<b>337</b>	<b>348</b>	<b>385</b>
東川町	99	103	107	118
美瑛町	135	140	144	160
東神楽町	91	94	97	107
<b>要介護 3</b>	<b>272</b>	<b>300</b>	<b>333</b>	<b>397</b>
東川町	74	81	90	108
美瑛町	133	147	163	193
東神楽町	65	72	80	96
<b>要介護 4</b>	<b>185</b>	<b>169</b>	<b>154</b>	<b>174</b>
東川町	46	42	39	44
美瑛町	93	85	77	87
東神楽町	46	42	38	43
<b>要介護 5</b>	<b>164</b>	<b>162</b>	<b>158</b>	<b>173</b>
東川町	51	50	49	53
美瑛町	63	63	61	66
東神楽町	50	49	48	54
<b>合計</b>	<b>1,920</b>	<b>1,959</b>	<b>2,005</b>	<b>2,250</b>
東川町	486	497	512	574
美瑛町	897	914	933	1,046
東神楽町	537	548	560	630
<b>出現率</b>	<b>20.7%</b>	<b>20.9%</b>	<b>21.2%</b>	<b>23.4%</b>
東川町	18.1%	18.3%	18.7%	20.8%
美瑛町	23.4%	23.6%	23.8%	26.4%
東神楽町	20.4%	20.6%	20.8%	23.2%

※出現率＝第1号認定者数÷高齢者人口

### 【認定者推計数の推移】



### 【認定者推計数の割合の比較（平成32年）】



### 3. アンケート調査結果の概要

#### (1) 健康とくらしの調査

##### ① 目的

地域包括ケアシステムの構築は、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されることを主眼としていますが、本調査はこれらの5つの領域のうち、特に予防にフォーカスして実施しています。

##### ② 調査方法

平成 28 (2016) 年 10 月 3 日～10 月 24 日までの期間中に、65 歳以上の要介護（要支援）認定を受けていない一般高齢者で広域連合全体 6,664 人（東川町 1,999 人、美瑛町 2,795 人、東神楽町 1870 人）に郵送法により実施。

##### ③ 回収結果（回収率）

広 域 連 合	4,427 票	66.4%
東 川 町	1,356 票	67.8%
美 瑛 町	1,770 票	63.3%
東 神 楽 町	1,227 票	65.6%
不 明	74 票	—

#### ④ 調査結果の概要

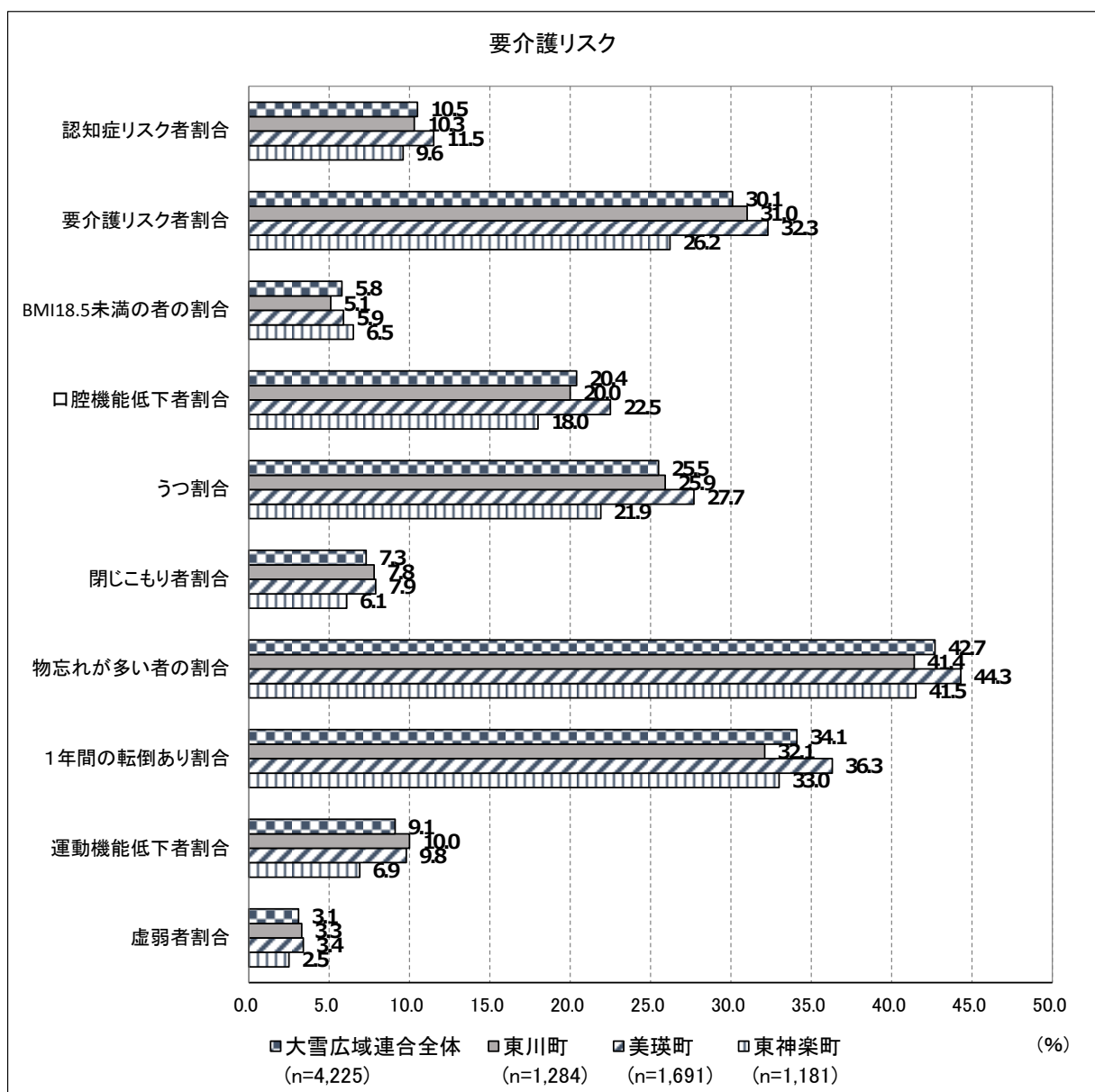
##### ア 要介護リスク

要介護リスクについては、広域連合全体平均では、「物忘れが多い者の割合」が一番高く、次いで、「1年間の転倒あり割合」、「要介護リスク者割合」、「うつ割合」と続いています。

広域連合全体平均より割合が高い自治体をみると、美瑛町で「口腔機能低下者割合」、「要介護リスク者割合」が高く、「物忘れが多い者の割合」、「1年間の転倒あり割合」、「閉じこもり者割合」、「うつ割合」がやや高くなっています。

東川町では「要介護リスク者割合」、「運動機能低下者割合」がやや高く、「1年間の転倒あり割合」がやや低くなっています。

東神楽町では、「運動機能低下者割合」、「うつ割合」、「要介護リスク者割合」がやや低くなっています。



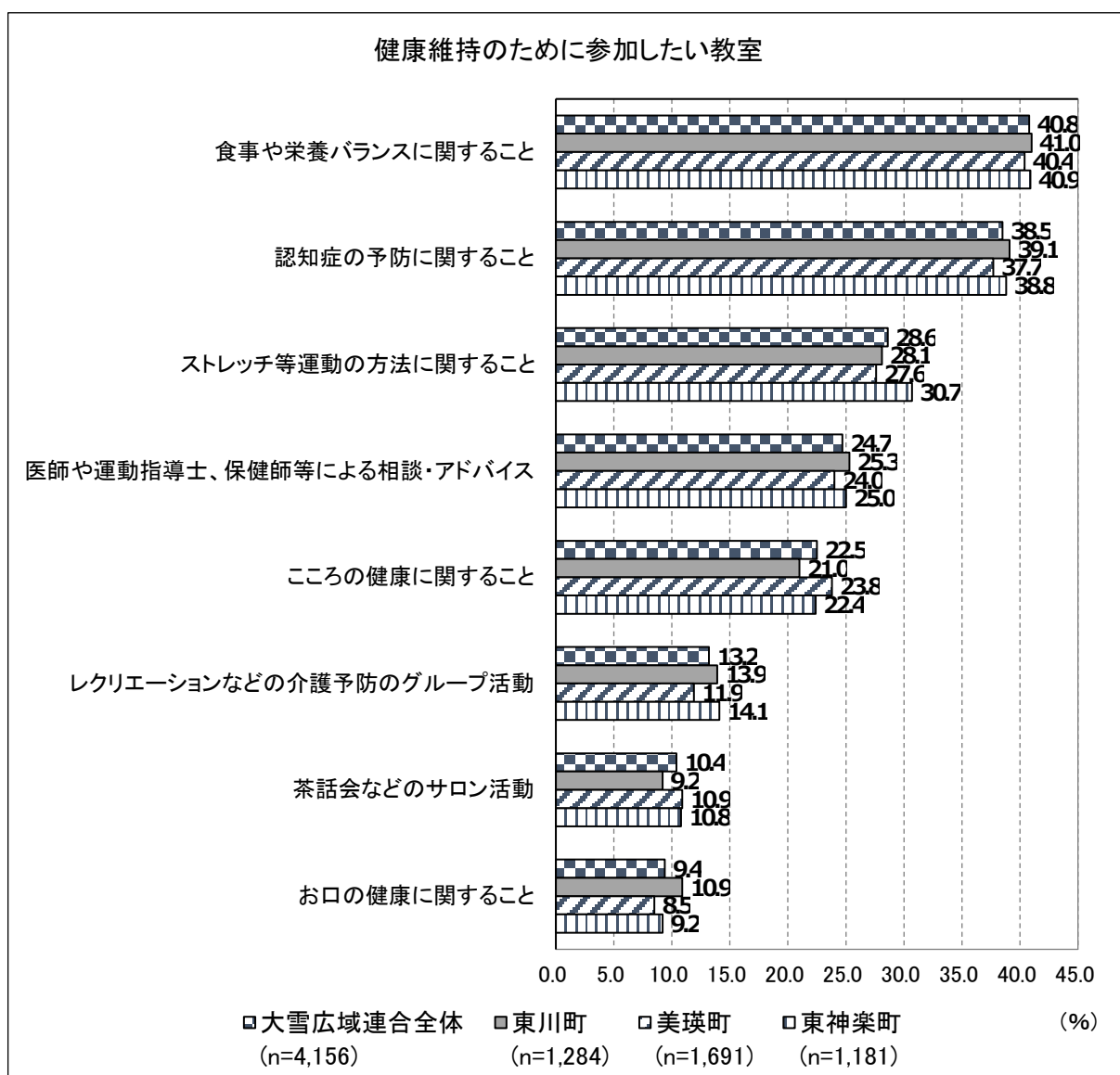
## イ 介護予防教室

健康を維持するために参加したい教室については、広域連合全体では、「食事や栄養バランスに関すること」、「認知症の予防に関すること」、「ストレッチ等運動の方法に関すること」、「医師や運動指導士、保健師等による相談・アドバイス」が高くなっています。

東神楽町では、広域連合全体と比較してみると、「ストレッチ等運動の方法に関すること」がやや高くなっています。

東川町では、「お口の健康に関すること」がやや高くなっています。

美瑛町では、広域連合全体と比較してあまり大きな差はみられません。

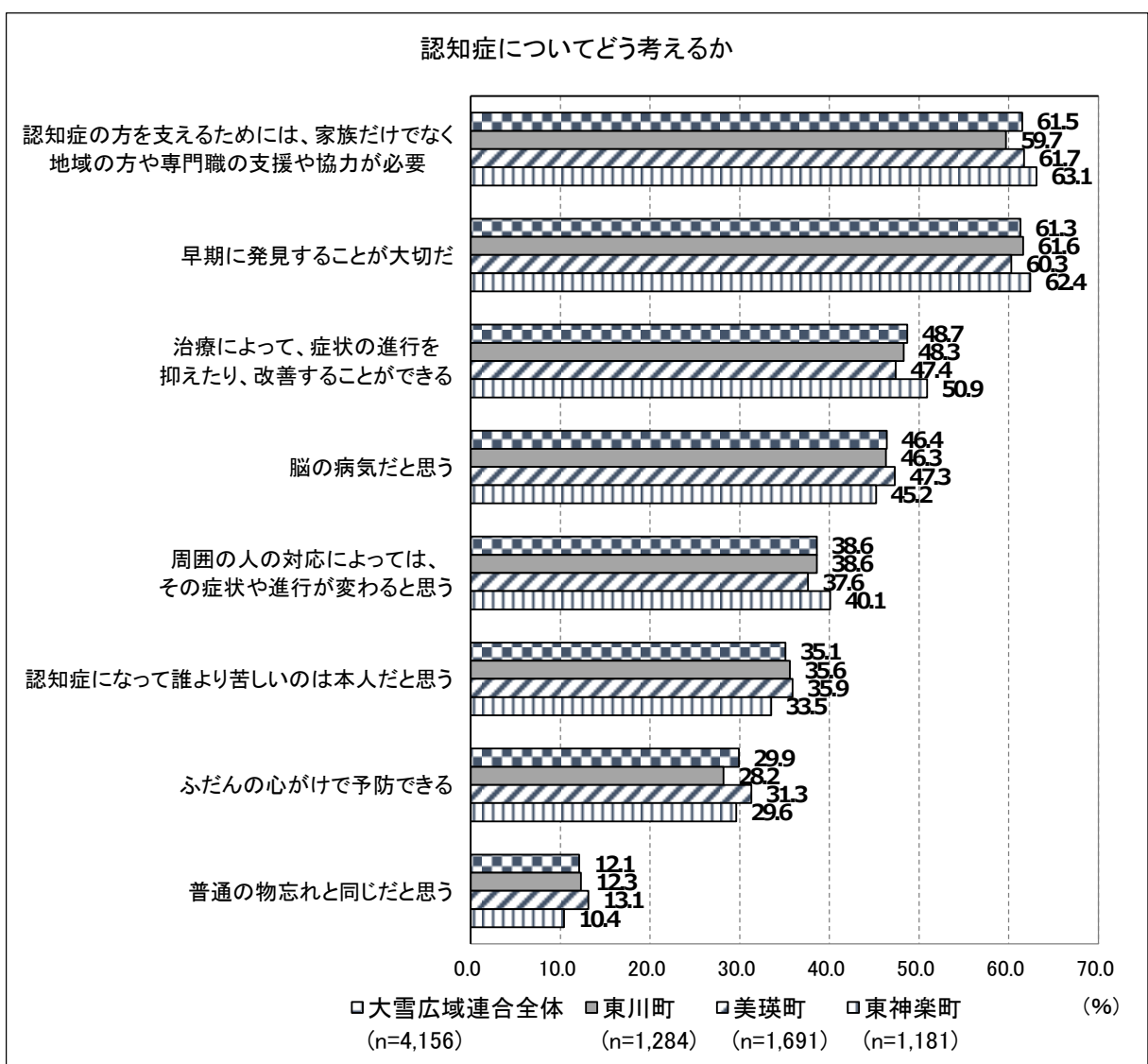


### ウ 認知症についてどう考えるか

アの項目では、認知症リスク者割合はやや低かったものの、イの項目では、「認知症の予防に関する教室」への参加意向が高くなっています。そこで認知症についての考えを挙げてもらったところ、広域連合全体では、「認知症の方を支えるためには、家族だけでなく地域の方や専門職の支援や協力が必要」、「早期に発見することが大切だ」、「治療によって、症状の進行を抑えたり、改善することができる」が多く挙げられています。

東神楽町では、広域連合全体と比較してみると、「認知症の方を支えるためには、家族だけでなく地域の方や専門職の支援や協力が必要」、「周囲の人の対応によっては、その症状や進行が変わると思う」がやや高くなっています。

東川町や美瑛町では、広域連合全体と比較してみるとあまり大きな差はみられません。





## (2) 在宅介護実態調査

### ① 目的

「家族等介護者の就労継続」や「要介護者の適切な在宅生活の継続」などについての、客観的な状態把握を行うため、広域連合では、要介護（支援）認定の調査を受けられる方を対象として、「在宅介護実態調査」を実施しました。

### ② 調査方法

平成 29（2017）年 5 月 1 日（月）～6 月 31 日（金）までの期間中に要介護(支援)認定調査を実施する際に、介護認定調査員による聞き取り調査。

### ③ 調査対象

5 月 1 日（月）～6 月 31 日（金）までの期間中に在宅生活者で要介護（支援）認定調査を受けられる方で、更新申請・区分変更申請の方が対象（新規申請の方、医療機関に入院されている方、特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム等施設入所されている方は対象外。）。

### ④ 回答者

構成各町合計 98 人（構成各町別内訳）

東川町	要支援 1	6 人	美瑛町	要支援 1	17 人	東神楽町	要支援 1	6 人
	要支援 2	5 人		要支援 2	15 人		要支援 2	8 人
	要介護 1	7 人		要介護 1	6 人		要介護 1	5 人
	要介護 2	4 人		要介護 2	8 人		要介護 2	3 人
	要介護 3	1 人		要介護 3	5 人		要介護 3	1 人
	要介護 4	0 人		要介護 4	0 人		要介護 4	0 人
	要介護 5	0 人		要介護 5	1 人		要介護 5	0 人
	計	23 人		計	52 人		計	23 人

※全国の集計(平成 29 年9月)の標本数は 143,321 人

## ⑤ 調査結果の概要（全国集計との比較）

### ア 世帯類型

世帯類型については、「単身世帯」が25.5%（全国23.3%）、「夫婦のみ世帯」が14.3%（全国22.7%）、「その他」が58.2%（全国51.6%）となっており、「夫婦のみ世帯」が全国より少なく、「その他」が全国より多くなっています。「その他」が多いということは、広域連合では複数家族で暮らしている方が多いということがうかがわれます。

### イ 家族等による介護の頻度

家族等による介護の頻度については、「ほぼ毎日」が61.2%（全国55.9%）と最も高く、次いで「ない」と「週1～2日」がそれぞれ11.2%（全国14.6%・9.8%）、「週1日以下」が7.1%（全国7.5%）、「週3～4日」が4.1%（全国5.3%）となっています。

### ウ 主な介護者が行っている介護

主な介護者が行っている介護については、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が最も高く、次いで「食事の準備（調理等）」、「外出の付き添い、送迎等」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」、「服薬」、「入浴・洗身」、「日中の排泄」等となっており、全国と比較して大きな差異はありません。

### エ 介護のための離職の有無

介護のための離職の有無については、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が最も高くなっています。また、介護のために離職した方（「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」+「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）」）はわずかとなっており、全国と比較して大きな差異はありません。

### オ 在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス

在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービスについては、「外出同行（通院、買い物など）」が最も高く、次いで、「特になし」、「サロンなどの定期的な通いの場」、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」、「見守り、声かけ」、「買い物（宅配は含まない）」、「配食」等となっており、全国では「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が高くなっていますが、広域連合では「外出同行（通院、買い物など）」が最も高くなっています。

### カ 施設等検討の状況

施設等検討の状況については、「検討していない」が85.7%（全国71.1%）と最も高く、次いで「検討中」が6.1%（全国16.8%）、「申請済み」が3.1%（全国5.8%）となっており、広域連合では、「検討していない」が高く、「検討中」、「申請済み」が低くなっています。

#### キ 本人が抱えている傷病

本人が抱えている傷病については、「筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）」が最も高く、「変形性関節疾患」、「心疾患（心臓病）」、「眼科・耳鼻科疾患（視覚・聴覚障害を伴うもの）」、「認知症」、「糖尿病」、「呼吸器疾患」等となっていますが、全国では、「認知症」が1位となっており、それ以外は大きな差異はありません。

#### ク 介護保険サービス利用の有無

介護保険サービスの利用の有無については、「利用している」が61.2%（全国70.4%）、「利用していない」が36.7%（全国25.4%）となっており、「利用している」が全国より低くなっています。

#### ケ 主な介護者の勤務形態

主な介護者の勤務形態については、「働いていない」が43.7%（全国49.0%）と最も高く、次いで「パートタイム勤務」が17.2%（全国17.0%）、「フルタイム勤務」が21.8%（全国24.7%）となっています。

#### コ 主な介護者の方の働き方の調整の状況

主な介護者の方の働き方の調整の状況については、「特に行っていない」が60.6%（全国41.5%）と最も高く、「介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている」が21.2%（全国30.1%）、「介護のために、休暇（年休や介護休暇等）を取りながら働いている」が6.1%（全国14.5%）等となっています。

#### サ 主な介護者の就労継続の可否に係る意識

主な介護者の就労継続の可否に係る意識については、「問題はあるが、何とか続けていける」が33.3%（全国52.5%）と最も高く、次いで「問題なく、続けていける」が16.7%（全国21.2%）、「続けていくのは、やや難しい」が6.3%（全国8.5%）、「続けていくのは、かなり難しい」が2.1%（全国5.2%）となっています。

#### シ 今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護

今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護については、「外出の付き添い、送迎等」が最も高く、次いで、「認知症状への対応」、「入浴・洗身」、「夜間の排泄」、「日中の排泄」、「服薬」等の順となっていますが、全国では、「認知症状への対応」、「外出の付き添い、送迎等」、「夜間の排泄」、「入浴・洗身」の順となっています。

## 第3章 介護保険事業の状況

第6期計画期間における介護・介護予防サービスの状況は以下の通りとなっています。また、平成29（2017）年度の各数値については見込みのものとなっています。

### 1. 介護（予防）サービスの利用状況

#### （1）居宅・介護予防サービス

##### ① 訪問介護・介護予防訪問介護

ホームヘルパー（訪問介護員）が身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある高齢者の自宅を訪問して、必要な各種の援助（身体の介護、家事、相談、助言など）を行うものです。また、介護予防訪問介護は、地域支援事業への段階的な移行により利用者数が減り、平成30（2018）年度からは完全移行となります。

単位：人/年

区分		居宅サービス			介護予防サービス		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
広域連合	実績	2,572	2,870	3,113	1,065	1,015	639
	計画	2,933	3,046	3,203	1,024	1,077	589
東川町	実績	707	697	529	184	210	134
	計画	765	794	835	209	220	120
美瑛町	実績	1,043	1,199	1,431	613	533	324
	計画	1,264	1,313	1,381	507	533	292
東神楽町	実績	822	974	1,153	268	272	181
	計画	904	939	987	308	324	177

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

介護士と看護師が居宅を訪問して、移動式の浴槽を提供して入浴介助を行うものです。また、介護予防訪問入浴介護は、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視したサービスを提供するものです。介護予防の利用は平成28（2016）年度にわずかにありました。

単位:回/年

区 分		居宅サービス			介護予防サービス		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
広 域 連 合	実 績	1,077	705	738	0	6	0
	計 画	1,171	1,474	1,727	0	0	0
東 川 町	実 績	312	284	416	0	0	0
	計 画	485	611	716	0	0	0
美 瑛 町	実 績	528	219	119	0	0	0
	計 画	224	282	330	0	0	0
東 神 楽 町	実 績	237	202	203	0	6	0
	計 画	462	581	681	0	0	0

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

看護師が疾患を抱えている方の居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行うものです。また、介護予防訪問看護は、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視したサービスを提供するものです。

単位:回/年

区 分		居宅サービス			介護予防サービス		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
広 域 連 合	実 績	6,956	8,788	10,109	605	937	946
	計 画	7,451	9,017	10,544	733	824	849
東 川 町	実 績	3,090	4,069	3,932	276	600	516
	計 画	2,462	2,980	3,484	354	398	410
美 瑛 町	実 績	2,684	2,944	3,274	291	247	405
	計 画	3,645	4,411	5,158	379	426	439
東 神 楽 町	実 績	1,182	1,775	2,903	38	90	25
	計 画	1,344	1,627	1,902	0	0	0

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活動作を向上させるため、理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問して、リハビリテーション訓練を行うものです。また、介護予防訪問リハビリテーションは、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視したサービスを提供するものです。

単位:回/年

区分		居宅サービス			介護予防サービス		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
広域連合	実績	6,718	6,160	8,375	1,474	1,579	2,849
	計画	6,670	7,601	8,569	1,279	1,740	1,946
東川町	実績	883	696	1,520	1,198	1,185	1,893
	計画	968	1,103	1,244	1,069	1,455	1,627
美瑛町	実績	3,176	3,048	3,672	216	366	632
	計画	2,400	2,735	3,084	210	285	319
東神楽町	実績	2,659	2,416	3,183	60	28	324
	計画	3,301	3,762	4,242	0	0	0

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導として、「訪問診療」、「歯科訪問診療」、「訪問薬剤管理指導」等を介護事業の一環として実施しています。また、介護予防居宅療養管理指導は、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視したサービスを提供するものです。

単位:人/年

区分		居宅サービス			介護予防サービス		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
広域連合	実績	435	500	655	69	69	35
	計画	482	616	767	45	72	102
東川町	実績	99	67	57	14	15	12
	計画	162	208	258	0	0	0
美瑛町	実績	86	100	192	25	25	8
	計画	92	118	146	15	24	34
東神楽町	実績	250	333	406	30	29	15
	計画	227	291	362	30	48	68

⑥ 通所介護・介護予防通所介護（デイサービス）

虚弱、寝たきり、認知症のため介護を要する高齢者に対して、通所施設で入浴、食事、日常生活訓練等の各種サービスを提供するもので、要援護高齢者の自立や高齢者相互のふれあいの機会を設けるとともに家族介護のリフレッシュを図ることを目的としています。また、介護予防通所介護は、地域支援事業への段階的な移行により利用者数が減り、平成 30（2018）年度からは完全移行となります。

単位：人/年

区 分		居宅サービス			介護予防サービス		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
広 域 連 合	実 績	2,474	1,341	1,388	1,584	1,736	1,049
	計 画	2,070	2,121	2,214	962	972	546
東 川 町	実 績	765	379	384	255	235	140
	計 画	665	682	711	204	206	116
美 瑛 町	実 績	887	136	132	806	718	469
	計 画	698	715	746	277	280	157
東 神 楽 町	実 績	822	826	872	523	783	440
	計 画	707	725	756	481	486	273

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

老人保健施設等ではデイケア事業として、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うとともに、併せて食事、入浴のサービスを提供しています。また、介護予防通所リハビリテーションは、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視したサービスを提供するものです。

単位：人/年

区 分		居宅サービス			介護予防サービス		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
広 域 連 合	実 績	1,663	1,724	1,710	1,083	1,134	1,113
	計 画	1,866	1,911	1,942	1,006	1,051	1,076
東 川 町	実 績	631	597	527	322	320	298
	計 画	761	780	792	363	380	388
美 瑛 町	実 績	747	755	790	613	673	674
	計 画	801	820	833	476	497	509
東 神 楽 町	実 績	285	372	393	148	141	141
	計 画	304	311	316	167	174	179

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

居宅において介護を受ける要介護者等を特別養護老人ホームや老人短期入所施設に短期間入所させ、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の世話や機能訓練を行うものです。また、介護予防短期入所生活介護は、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視したサービスを提供するものです。

単位:日/年

区 分		居宅サービス			介護予防サービス		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
広 域 連 合	実 績	5,762	6,093	5,476	260	148	236
	計 画	5,983	6,038	6,142	316	379	465
東 川 町	実 績	1,775	1,973	1,967	21	49	44
	計 画	1,629	1,643	1,672	48	58	71
美 瑛 町	実 績	1,270	1,196	770	121	23	10
	計 画	1,436	1,449	1,474	126	151	185
東 神 楽 町	実 績	2,717	2,924	2,739	118	76	182
	計 画	2,919	2,946	2,997	142	170	209

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）に入居している高齢者に、特定施設サービス計画（施設ケアプランに相当）に沿って、日常生活上の支援や介護などの必要サービスを提供するものです。また、介護予防特定施設入居者生活介護は、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視したサービスを提供するものです。

単位:日/年

区 分		居宅サービス			介護予防サービス		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
広 域 連 合	実 績	2,168	2,311	2,002	13	21	18
	計 画	1,608	1,805	1,914	170	208	319
東 川 町	実 績	528	543	393	3	5	0
	計 画	241	270	287	27	33	51
美 瑛 町	実 績	1,488	1,689	1,547	10	16	8
	計 画	1,293	1,452	1,540	143	175	268
東 神 楽 町	実 績	152	79	62	0	0	10
	計 画	74	83	88	0	0	0



⑩ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

心身の機能が低下した高齢者に、日常生活の自立を助ける用具を貸し出すものです。また、介護予防福祉用具貸与は、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視した福祉用具を貸与するものです。

単位:人/年

区 分		居宅サービス			介護予防サービス		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
広 域 連 合	実 績	4,102	4,514	4,754	1,625	1,735	1,734
	計 画	4,202	4,474	4,621	1,354	1,502	1,645
東 川 町	実 績	1,001	988	1,006	330	313	303
	計 画	1,012	1,078	1,113	253	281	307
美 瑛 町	実 績	2,007	2,282	2,391	875	989	961
	計 画	2,116	2,253	2,327	762	845	926
東 神 楽 町	実 績	1,094	1,244	1,357	420	433	470
	計 画	1,074	1,143	1,181	339	376	412

⑪ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

入浴や排泄などの日常生活にかかせない用具について購入費を支給するものです。また、介護予防特定福祉用具販売は、要支援1・2の方を対象に予防効果をより重視した福祉用具を販売するものです。

単位:人/年

区 分		居宅サービス			介護予防サービス		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
広 域 連 合	実 績	82	67	63	45	46	55
	計 画	90	92	94	63	74	87
東 川 町	実 績	17	15	11	14	11	15
	計 画	18	18	19	16	19	22
美 瑛 町	実 績	42	35	31	27	19	27
	計 画	48	49	51	29	34	40
東 神 楽 町	実 績	23	17	21	4	16	13
	計 画	24	25	25	18	21	25

⑫ 住宅改修・介護予防住宅改修

住居の廊下や階段の手すりの取り付け、段差の解消など小規模な改修についてその費用の一部を支給するものです。

単位:人/年

区 分		居宅サービス			介護予防サービス		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
広 域 連 合	実 績	77	67	69	77	52	61
	計 画	68	83	86	35	40	44
東 川 町	実 績	13	15	21	16	10	16
	計 画	9	11	11	11	12	14
美 瑛 町	実 績	41	27	33	43	30	23
	計 画	39	48	49	12	14	15
東 神 楽 町	実 績	23	25	15	18	12	23
	計 画	20	25	26	12	14	15

⑬ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などにおいて、入居している利用者に対して入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行うものです。また、要支援1・2の方には、予防効果をより重視した支援を提供するものです。

単位:人/年

区 分		居宅サービス			介護予防サービス		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
広 域 連 合	実 績	529	537	545	111	89	61
	計 画	651	661	671	128	134	134
東 川 町	実 績	228	260	255	22	25	25
	計 画	324	329	334	25	26	26
美 瑛 町	実 績	118	108	119	34	14	1
	計 画	131	133	135	23	24	24
東 神 楽 町	実 績	183	169	171	55	50	35
	計 画	196	199	202	80	84	84

## (2) 地域密着型・地域密着型介護予防サービス

### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的に又は密接に連携しながら、定期巡回と随時対応を行うサービスを提供します。1つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型」があります。

単位:人/年

区分		地域密着型サービス			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
広域連合	実績	0	4	26	
	計画	0	0	0	
	東川町	実績	0	0	0
		計画	0	0	0
	美瑛町	実績	0	0	15
		計画	0	0	0
	東神楽町	実績	0	4	11
		計画	0	0	0

### ② 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（認知症対応デイサービス）

認知症の状態にある要介護者等に対して、デイサービス施設を通所の方法により利用し、入浴、食事、日常生活の世話や機能訓練等の各種サービスを提供します。

単位:回/年

区分		地域密着型サービス			地域密着型介護予防サービス			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
広域連合	実績	122	10	189	16	0	0	
	計画	2,253	2,485	2,697	0	0	0	
	東川町	実績	0	0	13	0	0	0
		計画	7	7	7	0	0	0
	美瑛町	実績	122	10	176	16	0	0
		計画	2,113	2,331	2,530	0	0	0
	東神楽町	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	133	147	160	0	0	0

③ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、通所介護（デイサービス）を基本とし、利用者の様態や希望に応じて随時「訪問介護」や「泊まり（宿泊）」ができる機能を併せ持つことにより、在宅での生活維持を支援するサービスを提供します。

単位:人/年

区 分		地域密着型サービス			地域密着型介護予防サービス		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
広 域 連 合	実 績	978	946	948	326	335	311
	計 画	953	1,027	1,104	224	292	359
東 川 町	実 績	0	0	0	0	0	0
	計 画	0	0	0	0	0	0
美 瑛 町	実 績	978	946	948	326	335	311
	計 画	953	1,027	1,104	224	292	359
東 神 楽 町	実 績	0	0	0	0	0	0
	計 画	0	0	0	0	0	0

④ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者に対して、少人数で共同生活を営みながら認知症の進行を和らげます。家庭的な雰囲気の中で、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。

単位:人/年

区 分		地域密着型サービス			地域密着型介護予防サービス		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
広 域 連 合	実 績	1,143	1,172	1,183	4	3	0
	計 画	1,213	1,261	1,285	0	0	0
東 川 町	実 績	482	493	542	0	0	0
	計 画	554	576	587	0	0	0
美 瑛 町	実 績	245	215	200	0	0	0
	計 画	271	282	287	0	0	0
東 神 楽 町	実 績	416	464	441	4	3	0
	計 画	388	403	411	0	0	0

⑤ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設は、定員 30 人未満の小規模特別養護老人ホームです。美瑛町では平成 26（2014）年度に特別養護老人ホームの定員 10 名分が地域密着型介護老人福祉施設に移行しています。

単位：人/年

区 分		地域密着型サービス		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
広 域 連 合	実 績	297	536	547
	計 画	289	299	309
東 川 町	実 績	0	7	0
	計 画	0	0	0
美 瑛 町	実 績	297	307	320
	計 画	289	299	309
東 神 楽 町	実 績	0	222	227
	計 画	0	0	0

⑥ 地域密着型通所介護

日中、利用定員 18 人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図るとともに、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスです。

単位：人/年

区 分		地域密着型サービス		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
広 域 連 合	実 績	-	1,461	1,606
	計 画	-	-	-
東 川 町	実 績	-	357	359
	計 画	-	-	-
美 瑛 町	実 績	-	958	1,119
	計 画	-	-	-
東 神 楽 町	実 績	-	146	128
	計 画	-	-	-

※第6期計画期間中に制度変更になったため、計画値なし。

### (3) 施設サービス

#### ① 老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

特別養護老人ホームは、おおむね65歳以上で常時介護を必要とし、在宅での介護を受けることが困難な方が利用できる施設です。

単位:人

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
広域連合	実績	187	163	161
	計画	188	189	191
東川町	実績	45	42	44
	計画	47	47	48
美瑛町	実績	75	70	71
	計画	75	76	76
東神楽町	実績	67	51	46
	計画	66	66	67

#### ② 老人保健施設

介護老人保健施設は、入院治療の必要がなくても、リハビリテーションや看護、介護などが必要な寝たきりの方や認知症の方が利用できる施設です。

単位:人

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
広域連合	実績	161	162	160
	計画	153	154	155
東川町	実績	65	64	64
	計画	66	66	67
美瑛町	実績	71	74	72
	計画	66	67	67
東神楽町	実績	25	24	24
	計画	21	21	22

③ 介護療養型医療施設

急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする方のための介護療養施設です。

単位:人

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
広 域 連 合	実 績	15	13	10
	計 画	24	24	24
東 川 町	実 績	4	4	5
	計 画	8	8	8
美 瑛 町	実 績	2	2	2
	計 画	5	5	5
東 神 楽 町	実 績	8	7	3
	計 画	11	11	11

#### (4) 居宅介護支援・介護予防支援

要介護・要支援認定を受けた方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン（居宅サービス計画）の作成や、ケアプランに位置付けたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行うサービスです。制度上「自宅（居宅）」とされる住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の利用者（入居者）も利用します。

なお、介護予防支援は、地域包括支援センターで行っていますが、居宅介護支援事業所に業務委託をしている場合があります。

単位：人/年

区 分		居宅介護支援			介護予防支援		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
広 域 連 合	実 績	6,345	6,692	6,974	4,118	4,115	3,541
	計 画	-	-	-	-	-	-
東 川 町	実 績	1,870	1,747	1,681	874	865	732
	計 画	-	-	-	-	-	-
美 瑛 町	実 績	2,589	2,829	3,027	2,103	2,088	1,826
	計 画	-	-	-	-	-	-
東 神 楽 町	実 績	1,886	2,116	2,266	1,141	1,162	983
	計 画	-	-	-	-	-	-

※第6期計画における計画値なし。



## 2. 介護給付費の状況

### (1) 介護サービス給付費

単位:千円

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
<b>居宅サービス</b>	<b>715,464</b>	<b>707,381</b>	<b>753,920</b>
訪問介護	209,624	250,257	298,032
訪問入浴介護	6,442	6,482	5,565
訪問看護	34,059	39,198	43,110
訪問リハビリテーション	9,213	8,134	10,862
居宅療養管理指導	2,375	3,093	3,937
通所介護	140,185	75,287	72,290
通所リハビリテーション	103,734	106,842	104,514
短期入所生活介護	41,108	43,507	39,501
短期入所療養介護	20,468	23,364	20,826
福祉用具貸与	44,264	46,915	48,657
特定福祉用具販売	2,379	2,076	1,976
住宅改修費	6,452	4,926	4,986
特定施設入居者生活介護	95,161	97,300	99,664
<b>地域密着型サービス</b>	<b>521,233</b>	<b>662,514</b>	<b>696,971</b>
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	283	3,902
認知症対応型通所介護	1,022	129	2,359
小規模多機能型居宅介護	165,290	166,944	173,091
認知症対応型共同生活介護	280,108	283,574	293,716
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	74,813	136,304	140,283
地域密着型通所介護	—	75,280	83,620
<b>施設サービス</b>	<b>1,078,726</b>	<b>988,227</b>	<b>989,358</b>
介護老人福祉施設	527,362	439,289	453,027
介護老人保健施設	491,285	497,343	496,288
介護療養型医療施設	60,079	51,595	40,043
<b>居宅介護支援</b>	<b>81,889</b>	<b>87,899</b>	<b>92,687</b>
<b>合計</b>	<b>2,315,423</b>	<b>2,358,122</b>	<b>2,440,249</b>

資料:広域連合資料

(2) 介護予防サービス給付費

単位:千円

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
<b>介護予防サービス</b>	<b>119,013</b>	<b>121,504</b>	<b>100,041</b>
介護予防訪問介護	16,565	17,552	11,577
介護予防訪問入浴介護	0	45	0
介護予防訪問看護	3,266	4,525	4,852
介護予防訪問リハビリテーション	2,069	2,156	3,898
介護予防居宅療養管理指導	369	397	225
介護予防通所介護	41,893	45,002	27,742
介護予防通所リハビリテーション	30,954	31,146	31,922
介護予防短期入所生活介護	1,679	772	1,105
介護予防短期入所療養介護	115	172	136
介護予防福祉用具貸与	7,343	7,730	8,345
特定介護予防福祉用具販売	927	1,259	1,278
介護予防住宅改修	6,452	4,926	4,986
介護予防特定施設入居者生活介護	7,381	5,822	3,975
<b>地域密着型介護予防サービス</b>	<b>21,811</b>	<b>21,301</b>	<b>19,088</b>
介護予防認知症対応型通所介護	88	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	20,990	20,850	19,088
介護予防認知症対応型共同生活介護	733	451	0
<b>介護予防支援</b>	<b>17,953</b>	<b>18,085</b>	<b>15,458</b>
<b>合 計</b>	<b>158,777</b>	<b>160,890</b>	<b>134,587</b>

資料:広域連合資料



## 第4章 基本目標と地域包括ケアシステムの考え方

### 計画の基本目標

- 要介護状態の改善もしくは、悪化の防止、又は要介護状態となることへの予防を図ってまいります。
- 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、地域のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めていながら、高齢者が安心して生活できるまちを目指します。
- 高齢者が要介護状態となった場合、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを支援します。

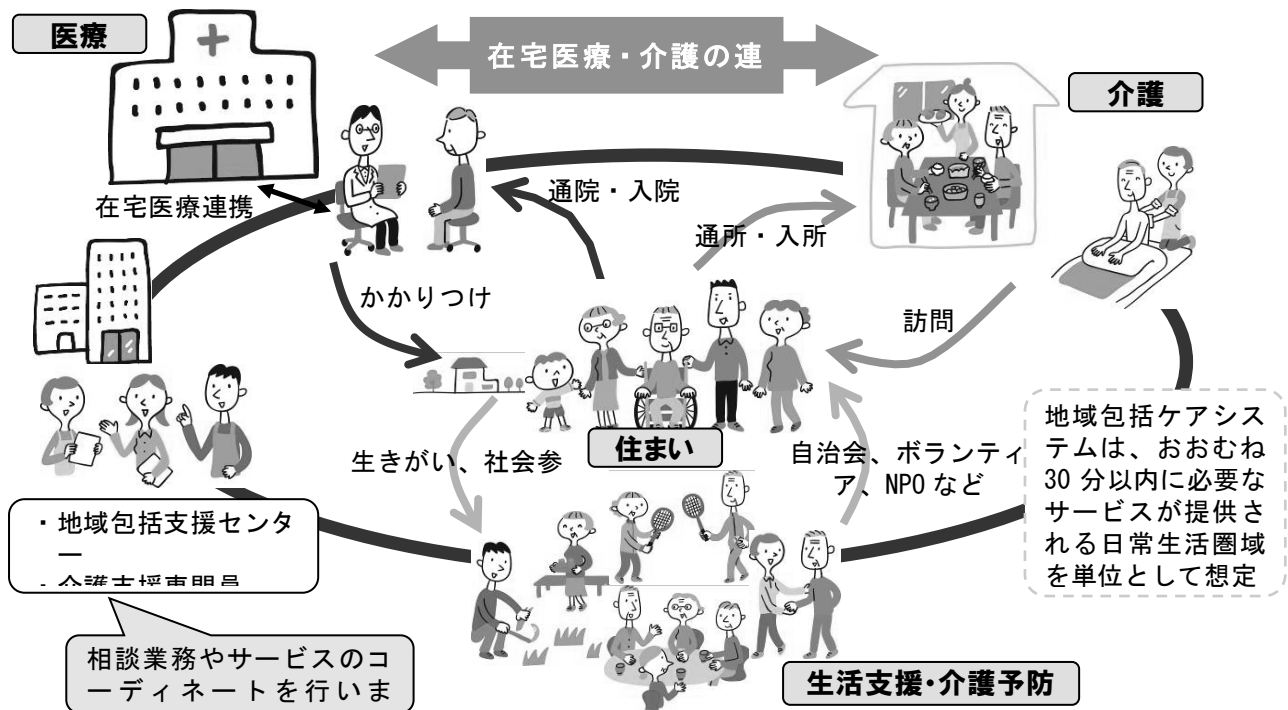
平成 27（2015）年度～平成 29（2017）年度の「大雪地区広域連合 第6期介護保険事業計画」から地域包括ケアシステムの推進を掲げ、「地域包括支援センターの機能強化」、「地域リハビリテーションの推進」、「高齢者福祉・介護を担う人材育成と確保」、「地域福祉の推進」に取り組んできました。

本計画においても、平成 37（2025）年を見据えて、引き続き地域包括ケア社会の深化・推進に向けた取組が求められています。地域における「住まい」、「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供できるケア体制を強化していこうということが、広域連合が目指す地域包括ケアシステムの姿です。

地域包括ケアシステムとは、全国一律ではなく、各地域で高齢化がピークに達するときを想定し、地域の実情や特性に合った体制を整えていくものです。ここでいう「地域」とは日常生活圏域を指し、おおむね30分以内に駆けつけられる場所を想定しており、高齢者の住居が自宅であるか施設であるかを問わず、地域での暮らしに関わる安心・安全なサービスを24時間毎日利用できることが目的です。

広域連合の特性を活かした地域包括ケアシステムの深化・推進を目指して、地域の中で誰がどのような役割を担うか、どのように実践していくかを具体化し、取り組んでいくものとします。

■平成 37 年（2025 年）の地域包括ケアシステムの姿



## 1. 住まいと住まい方

生活の基盤として必要な住まいがきちんと整備され、本人の希望と経済力に沿った住まい方が確保されていることが地域包括ケアシステムの前提です。周囲のサポートは必要ですが、それと同時に高齢者のプライバシーや人間としての尊厳が十分に守られた住環境を実現する必要があります。

## 2. 生活支援

心身の能力の低下、経済的理由、家族関係の変化などの要因があっても、尊厳ある生活を継続できるように生活支援を行います。生活支援の中には、食事の準備など、サービス化できる支援から、近隣住民の声かけや見守りなどのインフォーマルな支援まで幅広く存在し、担い手も多様となっています。

## 3. 介護・医療・予防

個々人の抱える課題に合わせて「介護・リハビリテーション」、「医療・看護」、「保健・予防」が専門職によって提供される（有機的に連携し、一体的に提供）ケアマネジメントに基づき、必要に応じて生活支援と一体的に提供します。

## 4. 本人・家族の選択

「住まいと住まい方」、「生活支援」、「介護」、「医療」、「予防」の5つの構成要素には含まれないものの、地域包括ケアシステムを支えていく重要な要素として触れておく必要がある部分です。単身・高齢者のみ世帯が主流になっていくことが見込まれる中で、在宅生活を選択することの意味を、本人とその家族が理解し、心構えを持つことが重要です。

## 5. 自助・互助・共助・公助からみる地域包括ケアシステム

「自助・互助・共助・公助」は、時代とともに範囲や役割を変化させていきます。

平成37（2025）年には、一人暮らしや高齢者のみ世帯がより一層増加することが見込まれるため、「自助」、「互助」の概念や範囲、役割に新しい形が求められます。

住民間のつながりが希薄になってきている今日では、強い「互助」を期待するのが難しい一方で、民間サービス市場が大きく、「自助」によるサービス購入が可能な部分も多いと考えられています。また、自立したコミュニティの形成が期待できれば、民間市場が限定的であっても、「互助」の役割が期待できます。

「共助」、「公助」を求める声が根強いのは確かですが、少子高齢化や財政状況を考えると大幅な拡充は難しいため、「自助」、「互助」の果たす役割が大きくなることを意識した取組が必要です。

## 6. 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり

それぞれの地域の実情を踏まえて、地域住民による多様な活動の展開を含む、地域における保健医療サービス及び福祉サービスを総合的に提供するとともに、地域包括支援センターの適切な運営を通じて、多様な職種や機関との連携協働による地域包括支援ネットワークを構築することが求められています。

広域連合は、構成各町の広域的なニーズに対応するという観点から、介護保険事業の効率的かつ効果的な運営を図ることが求められています。

## 【地域包括ケアのイメージと求められる4つの助】



### 【公助】

- 一般財源による高齢者福祉事業等
- 生活保護、人権擁護・虐待対策  
(例) 福祉除雪/など

### 【共助】

- 介護保険制度・医療保険制度及びそのサービス  
(例) 医療/訪問介護/デイサービス/など

### 【自助】

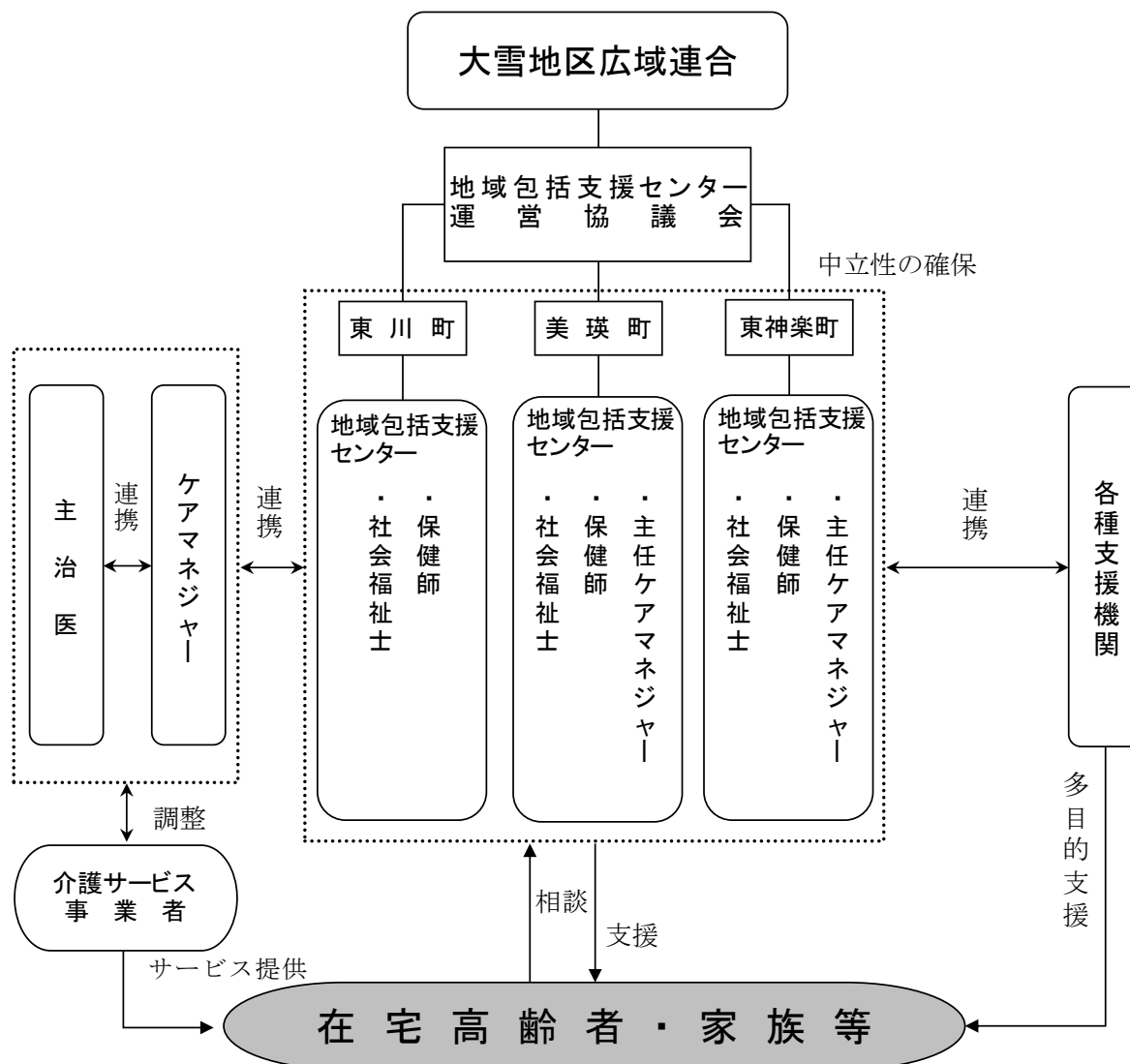
- 自分のことは自分でする
- 自らの健康管理(セルフケア) ・市場サービスの購入  
(例) サービス付き高齢者住宅/フィットネス/  
配食サービス/など

### 【互助】

- ボランティア活動、住民組織の活動
- 当事者団体による取組、高齢者の生きがい就労等  
(例) 外出つきそいボランティア/交流の場づくり/など

資料:三菱UFJリサーチ&コンサルティング「<地域包括ケア研究会>地域包括ケアシステムと地域マネジメント」

## 7. 地域包括支援センターによる高齢者の支援体制







## 第5章 地域支援事業

地域支援事業は、高齢者等が要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から実施する事業として創設されました。地域支援事業は、主に介護予防・日常生活支援事業、包括的支援事業、任意事業の3事業から構成されています。

### 1. 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、機能回復訓練など的高齢者本人への提供だけではなく、高齢者本人を取り巻く環境や地域も含めてアプローチができるように介護予防事業を見直した事業です。年齢や心身の状態を考えて自立支援に関する取組を推進するために、リハビリを中心とした介護予防の機能強化を図るように構成されています。

#### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定を受けた方と基本チェックリストで対象者となった方が利用できる事業で、以下のサービスで構成されています。

##### ① 訪問型サービス（第1号訪問事業）

###### ア 訪問介護相当サービス

実施町	事業名	実施内容	対象者数等
東川町	訪問介護相当サービス	要支援1、2の方に対する現行相当のホームヘルプサービスを行います。	50人
美瑛町	訪問介護相当サービス	要支援1、2の方に対する現行相当のホームヘルプサービスを行います。	60人
東神楽町	訪問介護相当サービス	要支援1、2の方に対する現行相当のホームヘルプサービスを行います。	25人

###### イ 訪問型サービスB（住民主体による支援）

実施町	事業名	実施内容	対象者数等
東神楽町	住民主体サービス補助金交付事業	ボランティア団体等が高齢者等に対し、家事などの生活支援を行う場合、運営費の一部を補助します。	—

② 通所型サービス（第1号通所事業）

ア 通所介護相当サービス

実施町	事業名	実施内容	対象者数等
東川町	通所介護相当サービス	要支援1、2の方に対する現行相当のデイサービスを行います。	160人
美瑛町	通所介護相当サービス	要支援1、2の方に対する現行相当のデイサービスを行います。	80人
東神楽町	通所介護相当サービス	要支援1、2の方に対する現行相当のホームヘルプサービスを行います。	60人

イ 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）

実施町	事業名	実施内容	対象者数等
美瑛町	慈光園通所型サービスA	全3時間の短時間型サービスA事業を行います。	15人/月 10,000円/月
東神楽町	東神楽町高齢者基準緩和型通所サービス（あえるday）	事業該当者に対し、福祉レクを主体とした4時間相当の通所サービスを実施します。	1,000人/年 週4日実施 定員5人/日

③ その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）

ア 訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等

実施町	事業名	実施内容	対象者数等
美瑛町	生活支援サービス（小規模多機能七彩、虹、燈、ひなた、ほたる）	小規模多機能居宅介護施設にて、訪問や通所を一体的に提供することにより、地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	5人/月

④ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

ア 訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等

実施町	事業名	実施内容	対象者数等
東川町	介護予防ケアマネジメント	介護予防・日常生活支援総合事業サービス利用計画の作成を行います。	900件/年
美瑛町	介護予防ケアマネジメント	介護予防・日常生活支援総合事業サービス利用計画の作成を行います。	200件/年
東神楽町	介護予防ケアマネジメント	介護予防・日常生活支援総合事業サービス利用計画の作成を行います。	110件/年

## (2) 一般介護予防事業

65歳以上の全ての方が利用できる事業です。介護予防の知識を学び、地域の身近な場所で人と人とのつながりを通して介護予防の活動を継続できるように支援するもので、以下の事業で構成されています。

### ① 介護予防把握事業

実施町	事業名	実施内容	対象者数等
東川町	介護予防訪問事業	保健師等による訪問事業を行います。	100世帯/年
美瑛町	介護予防訪問事業	保健師等による訪問事業を行います。	200世帯/年
東神楽町	高齢者実態把握訪問事業	独居又は高齢世帯を主対象とした保健師による訪問事業を行います。	80世帯/年

### ② 介護予防普及啓発事業

実施町	事業名	実施内容	対象者数等
東川町	いきいきセンター介護予防教室	介護予防が必要な方に対し、週1回の外出機会を設け、理学療法士や歯科衛生士、栄養士、保健師等と協力をしながら、各種機能向上に関する事業を行います。	80人/週
東川町	キトウシ元気65事業	町内65歳以上を対象とした、「食事＋入浴＋健康プログラム」で健康増進を目的とした事業を行います。	1,000人/年
東川町	地域まるごと元気アップ事業	町内65歳以上を対象とした、運動の専門家による、無理なく「安心」「安全」「科学的」に介護予防を目的とした健康づくりを行う事業を行います。	1,500人/年
東川町	口腔講座	歯科衛生士による、口腔機能維持の体操等の講座を開催します。	200人/年
東川町	介護予防講座	地域包括支援センター職員（主任ケアマネジャー、保健師）による介護予防の講座を開催します。	200人/年
東川町	健康体操・健康運動	理学療法士による健康づくり体操や森林ウォーキングを実施します。	200人/年
東川町	健康相談	保健師による健康相談、血圧測定等を実施します。	随時
美瑛町	一般向け音楽療法	音楽療法講師による予防普及啓発事業を行います。	12回/年 定員15人/回
東神楽町	転倒予防教室	健康運動指導士等を講師とする転倒予防・認知症予防教室を開催します。（2会場×4クール実施）	44回/年 定員30人/回
東神楽町	介護予防講師派遣助成事業	介護予防活動を行う自主団体に対し、介護予防プログラムの指導講師の派遣を行います。	150人/年
東神楽町	健康相談・指導事業	個人や地域の自主団体等を対象に、保健師等による訪問を行い、栄養、運動、口腔衛生、閉じこもりや転倒の予防、その他介護予防に関する相談・指導を行います。	300人/年

③ 地域介護予防活動支援事業

実施町	事業名	実施内容	対象者数等
美 瑛 町	生きがいデイサービス事業	要介護認定を受けない方を対象としたデイサービス、ボランティア活動委託、音楽療法を実施します。	40～60人/月
美 瑛 町	地域サロン活動推進事業	地域サロンのモデル事業を町内6か所で実施します。	6か所 2回/月
美 瑛 町	地域サロン事業委託	町民組織による地域サロンを町内3か所で委託して実施します。	3か所 2回/月
東神楽町	高齢者交流サロン活動助成事業	地域交流を目的とした高齢者の自主活動サロンに対し、運営費を助成します。	150人/年
東神楽町	自主活動支援体験・リーダー養成事業	自主的な介護予防活動となる福祉レクリエーションの指導者養成講座の実施及び受講料の一部を助成します。	60人/年

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

実施町	事業名	実施内容	対象者数等
美 瑛 町	地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリ専門職による訪問、リハビリ体操、地域ケア会議参加等の地域での活動支援を実施します。	リハビリ専門職の活動 5日/月
東神楽町	地域リハビリテーション活動支援事業	地域において自主的な介護予防活動を行う団体にOT・PT等のリハビリ専門職を派遣し、運動機能評価等を行うことで介護予防の取組の強化を図ります。	60人

## 2. 包括的支援事業

平成 12（2000）年4月から介護保険制度が施行され、要介護高齢者に対する一定のサービスが提供できる環境が整備されてきましたが、要介護の状態にならないような予防活動、あるいは要介護の状態でなくても社会的な支援の必要な方に対する支援活動など、在宅高齢者に対する介護予防・生活支援の必要性は今後ますます高まってくると予想されます。

介護保険制度の見直しにより、地域の社会資源を総合的に活用したマネジメントを行う中立・公正な拠点として、地域包括支援センターが平成 18（2006）年4月に構成各町にそれぞれ設けられました。

地域包括支援センターを円滑に運営することで、地域高齢者全ての心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のための必要な援助、支援を包括的に行い、現行の高齢者保健福祉サービスを充実する中で地域ケアを総合的に推進します。

### ① 地域包括支援センターの運営

実施町	実施内容	対象者数等
東川町	高齢者の多様なニーズに対する総合相談・支援事業や、尊厳ある生活の継続に向けた権利擁護事業等に取り組みます。	—
美瑛町	権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントの4事業のほか、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備に取り組みます。	—
東神楽町	権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントの4事業のほか、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備に取り組みます。	—

### ② 在宅医療・介護連携推進事業

実施町	実施内容	対象者数等
東川町	上川総合振興局を中心とした上川中部高齢者保健福祉圏域連絡協議会と連携し、地域の医療及び福祉・介護分野の情報を広域的に収集、多職種連携会議の実施、ケアマネジャー業務の支援など、医療機関や介護事業者等のネットワークづくりを推進します。	3回/年
美瑛町	上川総合振興局を中心とした上川中部高齢者保健福祉圏域連絡協議会と連携し、地域の医療及び福祉・介護分野の情報を広域的に収集、多職種連携会議の実施、ケアマネジャー業務の支援など、医療機関や介護事業者等のネットワークづくりを推進します。	3回/年
東神楽町	上川総合振興局を中心とした上川中部高齢者保健福祉圏域連絡協議会と連携し、地域の医療及び福祉・介護分野の情報を広域的に収集、多職種連携会議の実施、ケアマネジャー業務の支援など、医療機関や介護事業者等のネットワークづくりを推進します。	3回/年

③ 生活支援体制整備事業

実施町	実施内容	対象者数等
東川町	協議体を設置するとともに、生活支援コーディネーターを中心に関係団体と連携し、地域の生活支援ニーズの発掘やサービスの強化につなげます。	—
美瑛町	町による協議会の設置（美瑛町地域福祉総合連携会議）及び生活支援コーディネーターの配置による体制整備を推進します。	会議の開催 3回/年
東神楽町	町による協議会の設置及び生活支援コーディネーターの配置（町社協委託）による体制整備を推進します。	—

④ 認知症総合支援事業

実施町	実施内容	対象者数等
東川町	認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を整えます。	15人/年
美瑛町	認知症初期集中支援チーム（医師・社会福祉士・主任CM 計3名）の設置による支援体制を確保します。	20人/年
東神楽町	認知症初期集中支援チーム（医師・看護師・主任CM 計3名）の設置による支援体制を確保します。	5人/年

⑤ 認知症地域支援・ケア向上事業

実施町	実施内容	対象者数等
東川町	認知症地域支援推進員を配置し、認知症患者・家族に対する相談支援や、医療機関・介護保険サービス事業所等の支援機関との連携強化を図ります。	250人/年
美瑛町	認知症地域支援推進員は地域包括支援センターに配置し相談支援及び支援体制の構築を推進します。	—
東神楽町	認知症ケアパスの作成・普及、認知症初期集中支援チームとの連携による支援体制の強化に取り組みます。	200人/年

⑥ 地域ケア会議推進事業

実施町	実施内容	対象者数等
東川町	地域包括支援センターにおいて、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進します。	—
美瑛町	地域包括支援センターにおいて、地域ケア会議を開催し、地域課題や個別の事例の検討を通して、多職種連携、地域ネットワークの強化・推進を図ります。	—
東神楽町	地域包括支援センターにおいて、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進します。	60人

### 3. 任意事業

任意事業は、地域の実情に応じ、創意工夫を活かした多様な取組ができる事業です。高齢者の自立支援に効果が期待できる事業を地域支援事業として継続して実施します。

#### ① 家族介護支援事業

実施町	事業名	実施内容	対象者数等
美瑛町	寝たきり者等介護用品購入助成事業	在宅生活する方で、寝たきりや認知症により常時オムツをしなければならない状態にある方を介護している方へのオムツ等の購入助成を行います。	34人/月

#### ② その他の事業

##### ア 成年後見制度推進事業

実施町	事業名	実施内容	対象者数等
美瑛町	成年後見制度推進事業	成年後見制度を活用する際、本人に代わって首長が家裁に申し立てを行うための経費や成年後見人等の報酬の助成を行います。	年1名

##### イ 福祉用具・住宅改修支援事業

実施町	事業名	実施内容	対象者数等
美瑛町	福祉用具・住宅改修支援事業	居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)と契約しておらず、介護保険で福祉用具購入や住宅改修のみのサービスを希望する要介護者又は要支援者に対し、ケアマネジャーが福祉用具及び住宅改修費の支給申請に係る理由書を作成し広域連合へ申請した場合の手数料を所属の居宅支援事業所に支払います。	15件
東神楽町	住宅改修理由書作成等助成事業	ケアマネジャーが要支援認定者に対し、介護保険による住宅改修費の支給申請を行った場合の意見書の作成に関わる費用の助成を実施します。	6件/年

##### ウ 認知症サポーター等養成事業

実施町	事業名	実施内容	対象者数等
美瑛町	認知症サポーター養成講座	認知症キャラバン・メイト協議会による認知症サポーター養成講座を開催します。	150名



工 地域自立生活支援事業

実施町	事業名	実施内容	対象者数等
東川町	食の自立支援事業	食事を作ることができない在宅高齢者に対し配食サービスを行うことで、低栄養を防止するとともに、高齢者の状況を定期的に把握します。	3,500食/年
美瑛町	配食サービス事業	1食500円にて配食サービスを実施します。	4,300食/年
東神楽町	配食サービス事業	夕食配達による見守り及び栄養改善サービスを実施します。	9,000食/年
東神楽町	緊急通報装置貸与事業	病弱な独居高齢者等に対して、緊急通報装置を設置し、急病や事故などの非常時に、委託警備員が駆けつけて救助や通報などを行います。	30人/年

## 4. 地域支援事業費の見込み

### 平成30年度地域支援事業交付金計画書

単位:円

区 分	東 川 町	美 瑛 町	東 神 楽 町	広 域 連 合	上 限 額
1. 介護予防・日常生活支援総合事業	25,226,000	40,231,000	39,556,280	105,013,280	75,000,000
① 訪問型サービス(第1号訪問事業)	1,884,000	7,032,000	5,464,000	14,380,000	
ア 訪問介護相当サービス	1,884,000	7,032,000	5,064,000	13,980,000	
イ 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	0	0	0	0	
ウ 訪問型サービスB (住民主体による支援)	0	0	400,000	400,000	
エ 訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	0	0	0	0	
オ 訪問型サービスD(移動支援)	0	0	0	0	
カ その他	0	0	0	0	
(2)通所型サービス(第1号通所事業)	4,584,000	16,164,000	21,312,000	42,060,000	
ア 通所介護相当サービス	4,584,000	14,544,000	16,512,000	35,640,000	
イ 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	0	1,620,000	4,800,000	6,420,000	
ウ 通所型サービスB (住民主体による支援)	0	0	0	0	
エ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)	0	0	0	0	
オ その他	0	0	0	0	
(3)その他生活支援サービス (第1号生活支援事業)	0	1,350,000	4,052,000	5,402,000	
ア 栄養改善を目的とした配食	0	0	4,052,000	4,052,000	
イ 定期的な安否確認及び緊急時の対応	0	0	0	0	
ウ 訪問型サービス・ 通所型サービスの一体的提供等	0	1,350,000	0	1,350,000	
エ その他	0	0	0	0	
(4)介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)	1,164,000	7,044,000	3,276,000	11,484,000	
(5)審査支払手数料	36,000	108,000	96,000	240,000	
(6)高額介護予防サービス費相当事業等	60,000	120,000	120,000	300,000	
(7)一般介護予防事業	17,498,000	8,413,000	5,236,280	31,147,280	
ア 介護予防把握事業	0	1,456,000	2,042,140	3,498,140	
イ 介護予防普及啓発事業	17,498,000	1,248,000	1,860,570	20,606,570	
ウ 地域介護予防活動支援事業	0	5,109,000	1,333,570	6,442,570	
エ 一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0	
オ 地域リハビリテーション活動支援事業	0	600,000	0	600,000	
2 包括的支援事業(地域包括支援センターの 運営)及び任意事業	14,258,000	31,956,000	16,096,410	62,310,410	59,000,000
(1)包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)	12,550,000	22,745,000	14,539,355	49,834,355	
(2)任意事業	1,708,000	9,211,000	1,557,055	12,476,055	
ア 介護給付等費用適正化事業	0	0	0	0	
イ 家族介護支援事業	0	2,448,000	0	2,448,000	
ウ その他の事業	1,708,000	6,763,000	1,557,055	10,028,055	
(ア)成年後見制度利用支援事業	0	499,000	0	499,000	
(イ)福祉用具・住宅改修支援事業	0	30,000	607,055	637,055	
(ウ)認知症対応型共同生活介護事業 所の家賃等助成事業	0	0	0	0	
(エ)認知症サポーター等養成事業	0	470,000		470,000	
(オ)重度のALS患者の入院における コミュニケーション支援事業	0	0	0	0	
(カ)地域自立生活支援事業	1,708,000	5,764,000	950,000	8,422,000	
3 小 計 (1+2)	39,484,000	72,187,000	55,652,690	167,323,690	134,000,000
4 包括的支援事業(社会保障充実分)	3,190,000	2,340,000	3,977,000	9,507,000	9,507,000
(1)在宅医療・介護連携推進事業	0	0	0	0	
(2)生活支援体制整備事業	2,643,000	2,340,000	3,977,000	8,960,000	
(3)認知症初期集中支援推進事業	547,000	0	0	547,000	
(4)認知症地域支援・ケア向上事業	0	0	0	0	
(5)地域ケア会議推進事業	0	0	0	0	
5 合 計 (3+4)	42,674,000	74,527,000	59,629,690	176,830,690	143,507,000

※平成31年度、平成32年度も同額



## 第6章 介護（予防）保険サービスの充実

### 1. 介護サービスの利用見込み

各種介護サービスの利用見込みについては、平成 27（2015）～平成 29（2017）年度の利用状況を基に、施設の整備状況や要介護認定者の増加に対応したサービス見込量を推計し、設定しています。

#### （1）居宅サービス

##### ① 訪問介護

単位：人/年

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広 域 連 合	3,144	3,180	3,216
東 川 町	559	566	572
美 瑛 町	1,429	1,445	1,462
東 神 楽 町	1,156	1,169	1,182

##### ② 訪問入浴介護

単位：回/年

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広 域 連 合	768	787	805
東 川 町	82	84	86
美 瑛 町	378	388	397
東 神 楽 町	308	315	322

##### ③ 訪問看護

単位：回/年

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広 域 連 合	10,129	10,296	10,460
東 川 町	3,546	3,605	3,662
美 瑛 町	3,752	3,814	3,875
東 神 楽 町	2,831	2,877	2,923

④ 訪問リハビリテーション

単位:回/年

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広 域 連 合	8,604	8,728	9,044
東 川 町	1,811	1,836	1,903
美 瑛 町	3,643	3,696	3,830
東 神 楽 町	3,150	3,196	3,311

⑤ 居宅療養管理指導

単位:人/年

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広 域 連 合	660	672	684
東 川 町	73	74	75
美 瑛 町	202	206	210
東 神 楽 町	385	392	399

⑥ 通所介護

単位:人/年

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広 域 連 合	1,392	1,416	1,440
東 川 町	458	466	474
美 瑛 町	120	122	124
東 神 楽 町	814	828	842

⑦ 通所リハビリテーション

単位:人/年

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広 域 連 合	1,740	1,764	1,776
東 川 町	575	583	587
美 瑛 町	761	772	777
東 神 楽 町	404	409	412

⑧ 短期入所生活介護

単位:日/年

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広 域 連 合	504	516	528
東 川 町	162	166	170
美 瑛 町	99	101	103
東 神 楽 町	243	249	255

⑨ 短期入所療養介護

単位:日/年

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広 域 連 合	288	300	300
東 川 町	44	46	46
美 瑛 町	238	248	248
東 神 楽 町	5	6	6

⑩ 福祉用具貸与

単位:人/年

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広 域 連 合	4,788	4,812	4,896
東 川 町	839	843	858
美 瑛 町	2,640	2,653	2,699
東 神 楽 町	1,309	1,316	1,339

⑪ 特定福祉用具販売

単位:人/年

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広 域 連 合	84	84	84
東 川 町	14	14	14
美 瑛 町	43	43	43
東 神 楽 町	27	27	27

⑫ 住宅改修費

単位:人/年

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広 域 連 合	84	84	84
東 川 町	28	28	28
美 瑛 町	34	34	34
東 神 楽 町	22	22	22

⑬ 特定施設入居者生活介護

単位:人/年

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広 域 連 合	696	708	720
東 川 町	337	343	348
美 瑛 町	161	164	167
東 神 楽 町	198	201	205

(2) 地域密着型サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

単位:人/年

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広 域 連 合	36	36	36
東 川 町	0	0	0
美 瑛 町	26	26	26
東 神 楽 町	10	10	10

② 認知症対応型通所介護

単位:回/年

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広 域 連 合	151	154	140
東 川 町	17	17	17
美 瑛 町	134	137	140
東 神 楽 町	0	0	0

③ 小規模多機能型居宅介護

単位:人/年

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広 域 連 合	984	996	1,008
東 川 町	0	0	0
美 瑛 町	984	996	1,008
東 神 楽 町	0	0	0

④ 認知症対応型共同生活介護

単位:人/年

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広 域 連 合	1,176	1,200	1,224
東 川 町	542	553	564
美 瑛 町	192	196	200
東 神 楽 町	442	451	460

⑤ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

単位:人/年

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広 域 連 合	732	744	756
東 川 町	0	0	0
美 瑛 町	451	459	466
東 神 楽 町	281	285	290

⑥ 地域密着型通所介護

単位:人/年

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広 域 連 合	1,596	1,620	1,632
東 川 町	426	433	436
美 瑛 町	1,075	1,091	1,099
東 神 楽 町	95	96	97



### (3) 施設サービス

#### ① 介護老人福祉施設

単位:人/月

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広 域 連 合	159	162	165
東 川 町	45	46	47
美 瑛 町	71	72	73
東 神 楽 町	43	44	45

#### ② 介護老人保健施設

単位:人/月

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広 域 連 合	162	165	168
東 川 町	64	65	66
美 瑛 町	73	75	76
東 神 楽 町	25	25	26

#### ③ 介護療養型医療施設

単位:人/月

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広 域 連 合	9	9	10
東 川 町	4	4	4
美 瑛 町	2	2	2
東 神 楽 町	3	3	4

### (4) 居宅介護支援

単位:人/年

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広 域 連 合	7,044	7,152	7,260
東 川 町	1,473	1,495	1,518
美 瑛 町	3,344	3,396	3,447
東 神 楽 町	2,227	2,261	2,295

## 2. 介護予防サービスの利用見込み

各種介護予防サービスの利用見込みについては、平成 27（2015）～平成 29（2017）年度の利用状況を基に、施設の整備状況や要介護認定者の増加に対応したサービス見込量を推計し、設定しています。

### （1）介護予防サービス

#### ① 介護予防訪問看護

単位:回/年

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広 域 連 合	950	950	979
東 川 町	389	359	401
美 瑛 町	523	523	539
東 神 楽 町	38	38	39

#### ② 介護予防訪問リハビリテーション

単位:回/年

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広 域 連 合	2,838	2,886	2,938
東 川 町	1,855	1,886	1,920
美 瑛 町	607	617	628
東 神 楽 町	376	382	389

#### ③ 介護予防居宅療養管理指導

単位:人/年

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広 域 連 合	48	48	48
東 川 町	11	11	11
美 瑛 町	14	14	14
東 神 楽 町	23	23	23

#### ④ 介護予防通所リハビリテーション

単位:人/年

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広 域 連 合	1,116	1,140	1,164
東 川 町	302	309	315
美 瑛 町	661	675	690
東 神 楽 町	153	156	159

⑤ 介護予防短期入所生活介護

単位:日/年

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広 域 連 合	24	24	24
東 川 町	4	4	4
美 瑛 町	3	3	3
東 神 楽 町	17	17	17

⑥ 介護予防短期入所療養介護

単位:日/年

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広 域 連 合	12	12	12
東 川 町	0	0	0
美 瑛 町	5	5	5
東 神 楽 町	7	7	7

⑦ 介護予防福祉用具貸与

単位:人/年

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広 域 連 合	1,776	1,800	1,836
東 川 町	259	263	268
美 瑛 町	1,049	1,064	1,085
東 神 楽 町	467	474	483

⑧ 特定介護予防福祉用具販売

単位:人/年

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広 域 連 合	72	72	72
東 川 町	16	16	16
美 瑛 町	36	36	36
東 神 楽 町	20	20	20

⑨ 介護予防住宅改修

単位:人/年

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広 域 連 合	60	60	60
東 川 町	16	16	16
美 瑛 町	22	22	22
東 神 楽 町	22	22	22

⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護

単位:人/年

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広 域 連 合	72	72	72
東 川 町	43	43	43
美 瑛 町	0	0	0
東 神 楽 町	29	29	29

(2) 地域密着型介護予防サービス

① 介護予防小規模多機能型居宅介護

単位:人/年

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広 域 連 合	324	324	324
東 川 町	0	0	0
美 瑛 町	324	324	324
東 神 楽 町	0	0	0

(3) 介護予防支援

単位:人/年

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
広 域 連 合	3,528	3,600	3,660
東 川 町	738	754	766
美 瑛 町	1,858	1,895	1,927
東 神 楽 町	932	951	967

### 3. 介護保険費用の見込み

#### (1) 介護サービス給付費の推計

単位:円

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
<b>居宅サービス</b>	<b>769,554,000</b>	<b>782,505,000</b>	<b>795,294,000</b>	<b>865,383,000</b>
訪問介護	298,018,000	303,053,000	308,115,000	335,363,000
訪問入浴介護	6,093,000	6,204,000	6,310,000	6,866,000
訪問看護	44,449,000	45,257,000	46,041,000	50,121,000
訪問リハビリテーション	11,613,000	11,820,000	12,259,000	13,141,000
居宅療養管理指導	4,033,000	4,098,000	4,168,000	4,550,000
通所介護	71,939,000	73,150,000	74,346,000	80,614,000
通所リハビリテーション	106,304,000	108,182,000	109,898,000	119,566,000
短期入所生活介護	43,273,000	43,913,000	44,534,000	48,154,000
短期入所療養介護	22,813,000	23,350,000	23,595,000	25,635,000
福祉用具貸与	49,424,000	49,799,000	50,951,000	55,113,000
特定福祉用具販売	2,466,000	2,607,000	2,466,000	2,772,000
住宅改修費	5,539,000	5,746,000	5,777,000	6,278,000
特定施設入居者生活介護	103,590,000	105,326,000	106,834,000	117,210,000
<b>地域密着型サービス</b>	<b>775,036,000</b>	<b>788,741,000</b>	<b>802,426,000</b>	<b>867,893,000</b>
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	2,893,000	2,895,000	2,857,000	3,117,000
認知症対応型通所介護	2,740,000	2,782,000	2,843,000	3,089,000
小規模多機能型居宅介護	181,455,000	184,510,000	187,624,000	199,329,000
認知症対応型共同生活介護	306,467,000	312,515,000	318,365,000	346,006,000
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	193,795,000	196,837,000	200,095,000	217,770,000
地域密着型通所介護	87,686,000	89,202,000	90,642,000	98,582,000
<b>施設サービス</b>	<b>997,262,000</b>	<b>1,015,051,000</b>	<b>1,033,033,000</b>	<b>1,122,869,000</b>
介護老人福祉施設	448,194,000	455,941,000	463,608,000	505,002,000
介護老人保健施設	517,460,000	526,945,000	535,957,000	582,251,000
介護医療院	0	0	0	35,616,000
介護療養型医療施設	31,608,000	32,165,000	33,468,000	0
<b>居宅介護支援</b>	<b>94,725,000</b>	<b>96,319,000</b>	<b>97,830,000</b>	<b>106,486,000</b>
<b>合 計</b>	<b>2,636,577,000</b>	<b>2,682,616,000</b>	<b>2,728,583,000</b>	<b>2,962,625,000</b>

(2) 介護予防サービス給付費の推計

単位:円

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
<b>介護予防サービス</b>	<b>64,249,000</b>	<b>65,469,000</b>	<b>66,827,000</b>	<b>72,617,000</b>
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	4,746,000	4,748,000	4,921,000	5,320,000
介護予防訪問リハビリテーション	3,913,000	3,981,000	4,052,000	4,405,000
介護予防居宅療養管理指導	227,000	228,000	228,000	228,000
介護予防通所リハビリテーション	32,843,000	33,584,000	34,268,000	37,066,000
介護予防短期入所生活介護	1,001,000	1,017,000	1,029,000	1,128,000
介護予防短期入所療養介護	91,000	91,000	91,000	100,000
介護予防福祉用具貸与	8,664,000	8,789,000	8,966,000	9,756,000
特定介護予防福祉用具販売	1,512,000	1,512,000	1,512,000	1,746,000
介護予防住宅改修	6,259,000	6,259,000	6,500,000	7,173,000
介護予防特定施設入居者生活介護	4,993,000	5,260,000	5,260,000	5,695,000
<b>地域密着型介護予防サービス</b>	<b>20,999,000</b>	<b>21,437,000</b>	<b>21,865,000</b>	<b>23,596,000</b>
介護予防小規模多機能型居宅介護	20,999,000	21,437,000	21,865,000	23,596,000
<b>介護予防支援</b>	<b>15,215,000</b>	<b>15,533,000</b>	<b>15,791,000</b>	<b>17,138,000</b>
<b>合 計</b>	<b>100,463,000</b>	<b>102,439,000</b>	<b>104,483,000</b>	<b>113,351,000</b>

### (3) 給付額の推計

#### ① 標準給付費の推計

単位:円

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
<b>標準給付費見込額(A)</b>	<b>2,990,489,9</b>	<b>3,075,664,3</b>	<b>3,162,392,6</b>	<b>3,449,582,2</b>
	<b>98</b>	<b>31</b>	<b>52</b>	<b>27</b>
総給付費(一定以上所得者負担の調整後)	2,736,132,234	2,816,104,618	2,897,641,802	3,158,356,341
特定入所者介護サービス費等給付費	145,659,463	148,639,181	151,611,963	166,773,159
高額介護サービス費等給付額	67,888,995	69,277,783	70,663,338	77,729,671
高額医療合算介護サービス費等給付費	37,783,306	38,556,229	39,327,353	43,260,088
算定対象審査支払手数料	3,026,000	3,086,520	3,148,196	3,462,968
審査支払手数料支払件数	44,500 件	45,390 件	46,297 件	50,926 件

#### ② 地域支援事業費の推計

単位:円

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
<b>地域支援事業費(B)</b>	<b>143,507,00</b>	<b>143,507,00</b>	<b>143,507,00</b>	<b>143,507,00</b>
	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
介護予防・日常生活支援総合事業費	75,000,000	75,000,000	75,000,000	75,000,000
包括的支援事業・任意事業費	68,507,000	68,507,000	68,507,000	68,507,000

#### ③ 総給付費の推計

単位:円

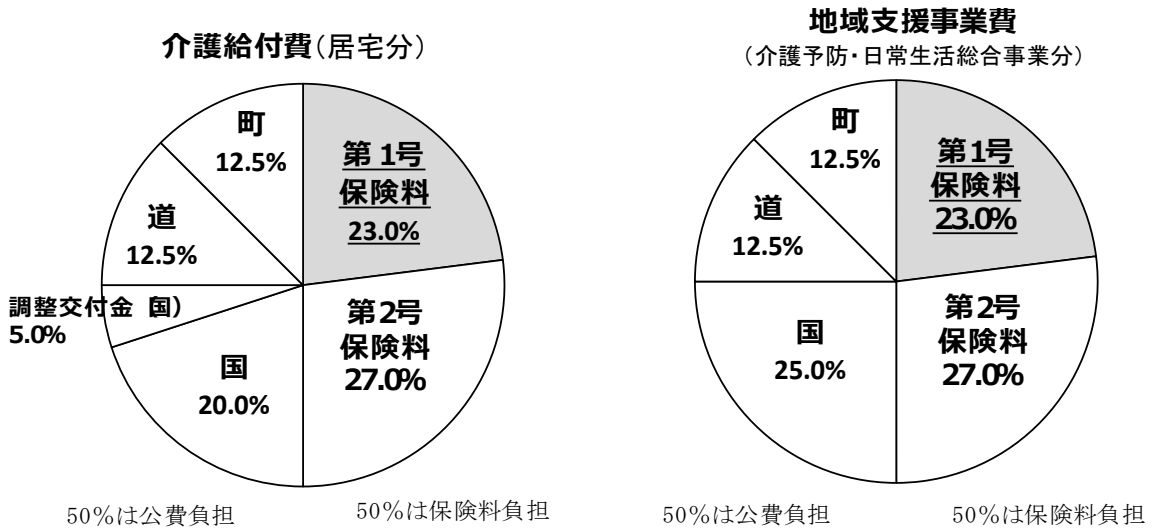
区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
標準給付費(A)	2,990,489,998	3,075,664,331	3,162,392,652	3,449,582,227
地域支援事業費(B)	143,507,000	143,507,000	143,507,000	143,507,000
<b>総給付費合計</b>	<b>3,133,996,9</b>	<b>3,219,171,3</b>	<b>3,305,899,6</b>	<b>3,593,089,2</b>
	<b>98</b>	<b>31</b>	<b>52</b>	<b>27</b>

(4) 第1号被保険者の保険料の推計

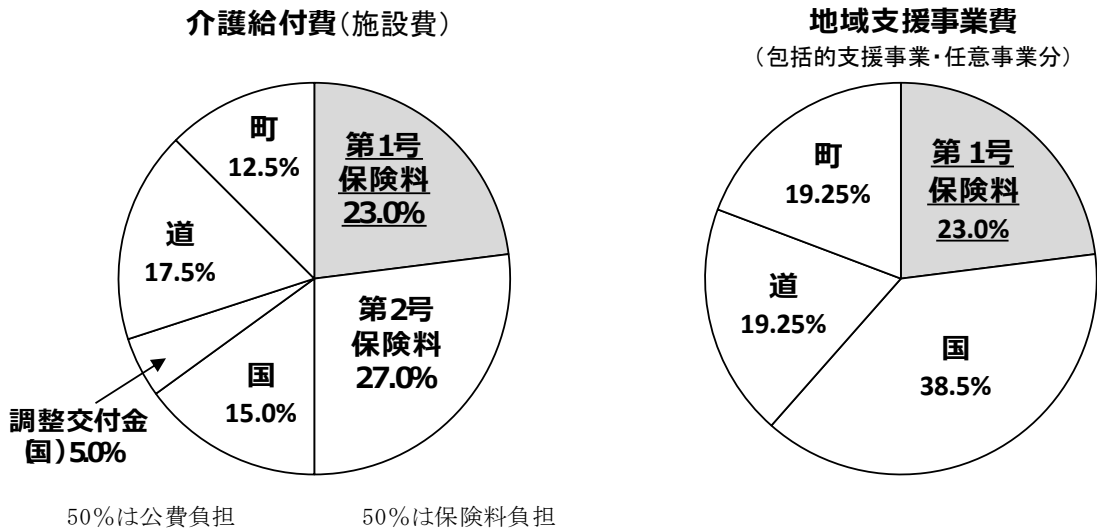
① 介護費用の財源

第1号被保険者（65歳以上）の方の介護保険料は、3年ごとに策定する介護保険事業計画で、計画期間中における介護保険給付費等を見込んで算定します。介護保険給付費に係る費用負担については、第1号被保険者及び第2号被保険者（40～64歳の医療保険加入者）の方が納める保険料で50%、国・道・広域連合の公費で50%を負担します。

第5期		第6期		第7期	
(負担割合)		(負担割合)		(負担割合)	
第1号被保険者	21.0%	第1号被保険者	22.0%	第1号被保険者	23.0%
第2号被保険者	29.0%	第2号被保険者	28.0%	第2号被保険者	27.0%



介護保険費用の財源



※第2号被保険者の介護保険料は医療保険者が医療保険に上乗せ徴収し、支払基金を通じ広域連合に支払われます。



② 第1号被保険者保険料の段階設定

介護保険料は、市町村ごとに定める保険料基準額に本人及び世帯の課税状況などにより区分された所得段階別の負担割合を乗じて決定されます。

第7期では、介護給付費の増加に伴い保険料負担も増大している中で、より安定的な介護制度運営のためには、これまで以上にそれぞれの被保険者の方の負担能力に応じて、保険料を算定する必要があると考え、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階の設定を行います。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
介護保険給付費	2,990,489,998円	3,075,664,331円	3,162,392,652円	9,228,546,981円
東川町	830,839,039円	854,905,405円	879,183,033円	2,564,927,477円
美瑛町	1,374,845,905円	1,413,663,433円	1,453,266,729円	4,241,776,067円
東神楽町	784,805,054円	807,095,493円	829,942,890円	2,421,843,437円
地域支援事業費	143,507,000円	143,507,000円	143,507,000円	430,521,000円
東川町	40,388,250円	40,388,250円	40,388,250円	121,164,750円
美瑛町	56,905,250円	56,905,250円	56,905,250円	170,715,750円
東神楽町	46,213,500円	46,213,500円	46,213,500円	138,640,500円
介護保険事業費計	3,133,996,998円	3,219,171,331円	3,305,899,652円	9,659,067,981円



介護保険料収納必要額 (介護保険事業費計 9,659,067,981円 × 第1号被保険者負担率 23%)	2,221,585,636円
--	----------------



調整交付金基準超過交付額 (②-①)	215,394,651円
① 調整交付金見込額 (介護保険給付費 9,228,546,981円 × 5%) (地域支援事業/介護予防・日常生活支援総合事業 225,000,000円 × 5%)	472,677,349円 (461,427,349円) (11,250,000円)
② 調整交付金相当額 (後期高齢者割合や所得の現況により実際に交付される額)	688,072,000円



介護保険事業準備基金取崩額	50,000,000円
---------------	-------------



予定介護保険料収納率	99.00%
------------	--------



	所得段階別加入者数			補正後被保険者数			
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	基準額に 対する割合 ④	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	①	②	③		=①×④	=②×④	=③×④
第1段階	1,654人 (18.1%)	1,673人 (18.1%)	1,689人 (18.1%)	0.50	827人	836人	844人
第2段階	1,082人 (11.8%)	1,094人 (11.8%)	1,105人 (11.8%)	0.70	757人	766人	774人
第3段階	861人 (9.4%)	871人 (9.4%)	879人 (9.4%)	0.75	646人	653人	659人
第4段階	1,057人 (11.6%)	1,069人 (11.6%)	1,080人 (11.6%)	0.88	930人	941人	950人
第5段階	1,216人 (13.3%)	1,230人 (13.3%)	1,242人 (13.3%)	1.00	1,216人	1,230人	1,242人
第6段階	1,444人 (15.8%)	1,460人 (15.8%)	1,475人 (15.8%)	1.26	1,820人	1,840人	1,859人
第7段階	1,018人 (11.1%)	1,029人 (11.1%)	1,039人 (11.1%)	1.30	1,323人	1,338人	1,351人
第8段階	378人 (4.1%)	383人 (4.1%)	386人 (4.1%)	1.57	594人	601人	606人
第9段階	173人 (1.9%)	175人 (1.9%)	177人 (1.9%)	1.60	277人	280人	283人
第10段階	146人 (1.6%)	148人 (1.6%)	149人 (1.6%)	1.87	273人	277人	279人
第11段階	48人 (0.5%)	48人 (0.5%)	49人 (0.5%)	2.13	102人	102人	104人
第12段階	23人 (0.3%)	24人 (0.3%)	24人 (0.3%)	2.33	54人	56人	56人
第13段階	46人 (0.5%)	46人 (0.5%)	46人 (0.5%)	2.53	116人	116人	116人
計	9,146人 (100.0%)	9,250人 (100.0%)	9,340人 (100.0%)		8,935人	9,036人	9,123人



第7期 第1号被保険者基準保険料	年額 72,929円 月額 6,077円
参考 第6期 第1号被保険者基準保険料	年額 69,305円 月額 5,775円
参考 第9期 (平成36～38年度) 第1号被保険者基準保険料 (見込み)	年額 90,024円 月額 7,502円

(5) 第1号被保険者の介護保険料段階と保険料額

所得段階	対象者要件	基準額に対する割合	保険料 (年額:円)
第1段階	生活保護の受給者、世帯全員住民税非課税で老齢福祉年金の受給者又は本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.50 公費軽減後 (基準額×0.45)	36,500 公費軽減後 (32,800)
第2段階	世帯全員住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	基準額×0.70	51,000
第3段階	世帯全員住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額×0.75	54,700
第4段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であり、前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.88	64,200
第5段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であり、前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額 72,929×1.00	72,900
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得120万円未満の方	基準額×1.26	91,900
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得120万円以上200万円未満の方	基準額×1.30	94,800
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得200万円以上300万円未満の方	基準額×1.57	114,500
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得300万円以上400万円未満の方	基準額×1.60	116,700
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得400万円以上600万円未満の方	基準額×1.87	136,400
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得600万円以上800万円未満の方	基準額×2.13	155,300
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得800万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.33	169,900
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得1,000万円以上の方	基準額×2.53	184,500

## 4. 低所得者支援

### 社会福祉法人による利用者負担軽減制度について

社会福祉法人では、その公益的な役割等により、当該法人が提供する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、特別養護老人ホーム等のサービスに関する利用者負担について、次の要件を満たす被保険者を対象に、利用料と食費、居住費等について、法人の負担による軽減を実施しています（あらかじめ軽減を実施する旨を届け出た法人に限る）。今後も引き続き軽減対策が実施されるよう、関係機関との調整を行います。

#### ○対象者

生活保護受給者及び次の全ての条件を満たす方（別世帯に同一生計者がいる場合は世帯員に含む。）

- ア 住民税非課税世帯。
- イ 年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下。
- ウ 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下。
- エ 世帯全員が居住用資産及びその他日常生活に必要な資産以外に活用できる資産を所有していない。
- オ 負担能力のある親族等に扶養されていない（税法上の扶養親族となっている場合を含む）。
- カ 介護保険料を滞納していない。



## 第7章 計画の推進

---

### 1. 住民に対する周知・啓発

介護保険制度への正しい理解や介護サービス事業者などについて広く情報提供するため、ホームページや各種パンフレットなどを活用しながら構成各町民への周知・啓発を進めます。

さらに、介護保険業務を広域連合で行うことにより、本来は利用できない他町の地域密着型サービスを構成各町内で利用できること等から、単独町で介護保険業務を行うことと比べ、利用者の利便性は高まります。

こうした、広域連合で介護保険業務を行うことの有意性も併せて周知します。

また、利用者や利用者の家族などからの苦情・相談に迅速かつ適切に対応するため、構成各町と広域連合の連携を密にし、情報の共有を図ります。

### 2. 介護サービスの質の向上

#### (1) 地域包括支援センター職員の資質の向上

高齢者が、住み慣れた地域で効果的な包括的ケアを受けられるようにするためには、地域包括支援センターに配置された保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等の専門職が、その知識や技能をお互いに活かしながら、地域で高齢者の抱える様々な生活課題を柔軟な手法を用いて解決していくことが必要であり、これらの人材の資質の向上が重要となります。

今後は、地域支援事業の拡充により、地域の担い手（NPO 法人やボランティア団体）を活かした生活支援、地域ケア会議の効果的な実施等、地域包括支援センターの役割はさらに大きくなります。

地域包括支援センター職員向けの研修を通して職員の資質向上を図るとともに、構成各町が設置する地域包括支援センターの連携強化により、お互いの課題や知見等を共有し得る場を積極的に創出し、地域支援事業等の円滑化を図ります。

#### (2) サービス提供事業者の充実・質の向上

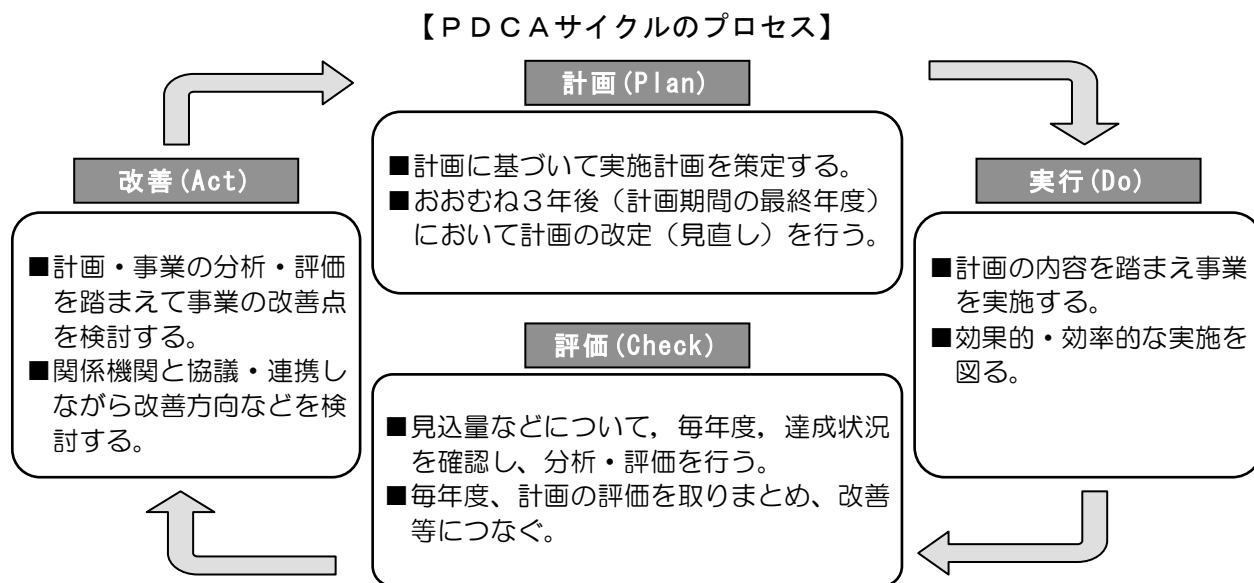
サービス提供事業者やケアマネジャーによる適切な介護保険サービスを確保するため、これまで以上に迅速な情報提供を図るとともに、不足するサービスを洗い出し公募等によりサービスの充足を図ります。

また、事業者から幅広く情報収集し、かつ事業者同士が意見交換できる場を創出し、事業運営や、利用者の満足度向上や介護度の改善等に資する手法の共有化により、円滑かつ効果的なサービス提供等を図ります。

### 3. 計画の進行管理

本計画では、計画書に記載されたサービス見込み量や給付費の推移及び計画書記載の目指すべき方向についての具体的な課題等の検証及び洗い出しが必要です。

そのために、計画の進行管理を適切に行います。



### 4. 介護給付等の適正化への取組及び目標設定

#### (1) 介護給付等の適正化の基本方針

広域連合は、介護サービス利用者が真に必要とする良質なサービス提供と持続可能な介護保険制度の構築を目的に、介護給付等の適正化への取組を実施し、不適切な介護サービス、過剰な支給の削減に努めます。

#### (2) 適正化の内容・方針

##### ① 要介護認定の適正化

###### ■取組の概要-----

- ・要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について、訪問又は書面等の審査を通じて点検します。

###### ■今後の方針-----

- ・適切に認定調査が行われるよう実態を把握し、要介護認定調査の平準化に向けた取組を実施します。

## ② ケアプランの点検

### ■取組の概要-----

- ・介護保険制度の要であるケアマネジャーが作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、訪問又は書面等で点検及び支援を行います。

### ■今後の方針-----

- ・平成 30 (2018) 年度に居宅介護支援事業者の指定権限が保険者 (広域連合) に委譲されることを念頭に置きつつ、ケアマネジャーによる自己チェック及び広域連合による評価を実施します。

## ③ 住宅改修等の点検 (住宅改修の点検、福祉用具販売・貸与調査)

### ■取組の概要-----

- ・改修工事を行おうとする利用者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施行状況を点検します。
- ・福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用状況等について点検します。

### ■今後の方針-----

- ・必要に応じて、理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション専門職種等の協力を得て、点検を推進するほか、福祉用具利用者等に対する訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を確認します。

## ④ 縦覧点検・医療情報との突合

### ■取組の概要-----

- ・利用者ごとに介護報酬の支払状況 (請求明細書内容) を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。
- ・利用者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。

### ■今後の方針-----

- ・必要に応じて、理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション専門職種等の協力を得て、点検を推進するほか、福祉用具利用者等に対する訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を確認します。

## ⑤ 介護給付費通知

### ■取組の概要-----

- ・本人 (家族を含む) に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知します。

### ■今後の方針-----

- ・事業者の協力と理解を求めるための工夫を実施する等、単に通知を送付するだけでなく、効果が上がる実施方法を検討します。



### (3) 適正化への目標設定

事業	平成 30 年度～平成 32 年度の各年度	
	実施方法	実施目標
要介護認定の適正化	○広域連合職員による認定調査結果の点検の実施	○全件実施
ケアプランの点検	○事業所に所属するケアマネジャーが作成したケアプランに対する点検の実施	○事業所に所属するケアマネジャーが作成したケアプランに対する点検の実施
住宅改修等の点検	○住宅改修、福祉用具で費用が高額なケース等における訪問調査	○支給限度基準額を超えるものについて、全件実施
縦覧点検・医療情報との突合	○縦覧点検 国保連委託により実施 ○医療情報との突合 国保連委託により実施	○全件実施
介護給付費通知	○給付費通知 介護保険サービス利用者に対して通知 ○説明文書等の同封	○年1回実施

### (4) 計画の数値目標や取組の進捗状況の点検・評価

計画における数値目標や取組の進捗状況について最低年1回以上点検・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

指標名	指標の説明	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
介護認定を受けていない高齢者の割合	(65 歳以上人口-要支援 1～要介護 5 の人数)/65 歳以上人口	79.3%	79.0%	78.8%	78.5%
認知症の発症人数	認知症の増加率(年度末・対前年度比、認知症自立度ランクⅡ以上)	12.7%	12.7%以下	12.7%以下	12.7%以下
1人当たりの給付費	総給付費/65 歳以上人口	276,177 円	326,937 円	332,468 円	338,586 円

# 資料編

## 1. 大雪地区広域連合 介護保険運営協議会委員名簿

所属町	介護区分	氏名	備考
東川町	被保険者	谷 千代 栄	会長
	学識	守 屋 弘 美	
	学識	平 川 雪 代	
	被保険者	馬 場 伸 二	
	医療	佐 々 木 千 悦 子	
	医療	中 野 典 一	
美瑛町	学識	村 上 順 子	
	学識	安 部 信 一	
	被保険者	小 野 寺 雅 芳	
	被保険者	三 田 裕 子	
	医療	山 崎 清 智	
	医療	小 林 利 夫	
東神楽町	学識	筒 井 聡 一	
	学識	岩 田 廿 三 子	
	被保険者	中 田 裕 久	
	被保険者	村 椿 智 子	
	医療	谷 口 雄 一	
	医療	小 池 台 介	

(順不同、敬称略)

